

【公開版】

提出年月日	令和元年 11 月 1 日 R5
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における 新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第19条：安全保護回路

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 設備等

2. 1 概要

2. 2 設計の基本方針

2. 3 主要設備の仕様

2. 4 主要設備

2. 4. 1 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気

温度高による加熱停止回路

2. 4. 2 溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路

及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路

2. 4. 3 精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路

2. 4. 4 分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停

止回路

2. 4. 5 精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による

加熱停止回路

2. 4. 6 酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸

気温度高による加熱停止回路

2. 4. 7 脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供

給停止回路

2. 4. 8 分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による
工程停止回路

2. 4. 9 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排
気出口温度高による加熱停止回路

2. 4. 10 脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路

2. 4. 11 脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路

2. 4. 12 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給氣
閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）

2. 4. 13 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給氣
閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）

2. 4. 14 固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高
によるガラス流下停止回路

2. 4. 15 気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セ
ル隔離ダンパの閉止回路

2. 5 評価

3. 試験・検査

2章 補足説明資料

令和元年 11 月 1 日 R3

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

安全保護回路について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえたこれまでの許認可実績により、事業指定基準規則第19条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。（第1表）

【補足説明資料 1-1】

第1表 事業指定基準規則第19条と再処理施設安全審査指針 比較表

事業指定基準規則 第19条 (安全保護回路)	再処理施設安全審査指針	再処理施設安全審査指針 (指針19)	備 考
再処理施設には、次に掲げるとところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設ければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させることとする。	2. 異常状態を検知し、事故への拡大を防止又は抑制するために、安全保護動作を起させるよう設計された系統及び機器である安全保護系については、計測機御系との部分的共用によつて、その安全機能を失うことのない設計であること。	既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第一号の規則は、指針から明確化されたものに留まる。したがつて、新たに追加された要求事項はない。	既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第二号の規則は、指針から明確化されたものに留まる。したがつて、新たに追加された要求事項はない。
二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させることとする。	三 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と公用する場合であつて、單一故障が生じた場合においても当該安全保護回路の安全保護機能が失われないものとすること。	既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第三号の規則は、指針から明確化されたものに留まる。したがつて、新たに追加された要求事項はない。	既許可の設計方針が指針を踏まえたものであるとともに、新たな規則に相当するものであることから、第三号の規則は、指針から明確化されたものに留まる。したがつて、新たに追加された要求事項はない。

1. 2 要求事項に対する適合性

安全保護回路に係る基本方針を以下のとおりとする。

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備及び火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる設計とする。

また、計測制御設備の一部を安全保護回路と共に用いる場合は、計測制御設備の单一故障によって、安全保護回路の安全保護機能が失われない設計とする。

1. 3 規則への適合性

「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）第十九条では、安全保護回路について、以下の要求がされている。

(安全保護回路)

第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。
- 二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させること。
- 三 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共に用する場合であつて、单一故障が生じた場合においても当該安全保護回路の安全保護機能が失われないものとすること。

上記をうけ、日本原燃株 再処理施設における安全機能を有する施設に設ける安全保護回路は、以下のとおり事業指定基準規則およびその解釈に適合させる設計とする。

<適合のための設計方針>

第一号について

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようとするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる設計とする。

第二号について

火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、防止するための設備（第一号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる設計とする。

第一号及び第二号については、要求事項の明確化により安全保護回路の再選定を行い、以下の15回路を安全保護回路に選定する。

- ・液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路
- ・溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸收材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路
- ・精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路
- ・分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路
- ・精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路
- ・酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路
- ・脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路
- ・分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路

路

- ・液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路
- ・脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路
- ・脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路
- ・気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）
- ・気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）
- ・固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路
- ・気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路

【補足説明資料2-1】

第三号について

計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共に用する場合であつて、单一故障が生じた場合においても当該安全保護回路の安全保護機能が失われない設計とする。

安全保護回路は、検出器等を計測制御設備と一部共用する場合は、当該検出器等を安全保護回路として設計するとともに、計測制御設備の短絡、地絡又は断線によって安全保護回路に影響を与えない設計とする。

2. 設備等

2. 1 概要

安全保護回路は、再処理施設の運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に、その異常状態を検知し、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止又は抑制のための設備の安全保護動作を自動的に開始するよう設計する。

2. 2 設計の基本方針

- (1) 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生し、その拡大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させる必要が生じた場合、その異常状態を検知し、当該設備の作動を自動的に起こさせる設計とする。
- (2) 安全保護回路は、動的機器の单一故障（電磁障害による影響を含む。）を仮定してもその安全機能が確保できるよう多重性又は多様性を有するとともに、電気的・物理的な独立性を有する設計とする。
- (3) 安全保護回路は、検出器等を計測制御設備と一部共用する場合は、当該検出器等を安全保護回路として設計するとともに、計測制御設備の短絡、地絡又は断線によって安全保護回路に影響を与えない設計とする。
- (4) 安全保護回路は、その健全性及び能力を確認するため、安全機能の重要度及び設備の特性に応じ、運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。
- (5) 安全保護回路は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。
- (6) 安全保護回路は、駆動源の喪失又は系統の遮断が発生してもフェイリセーフに移行する設計とする。
- (7) 安全保護回路は、それらの安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。

2. 3 主要設備の仕様

安全保護回路の主要設備の仕様を第6.3-1表に示す。

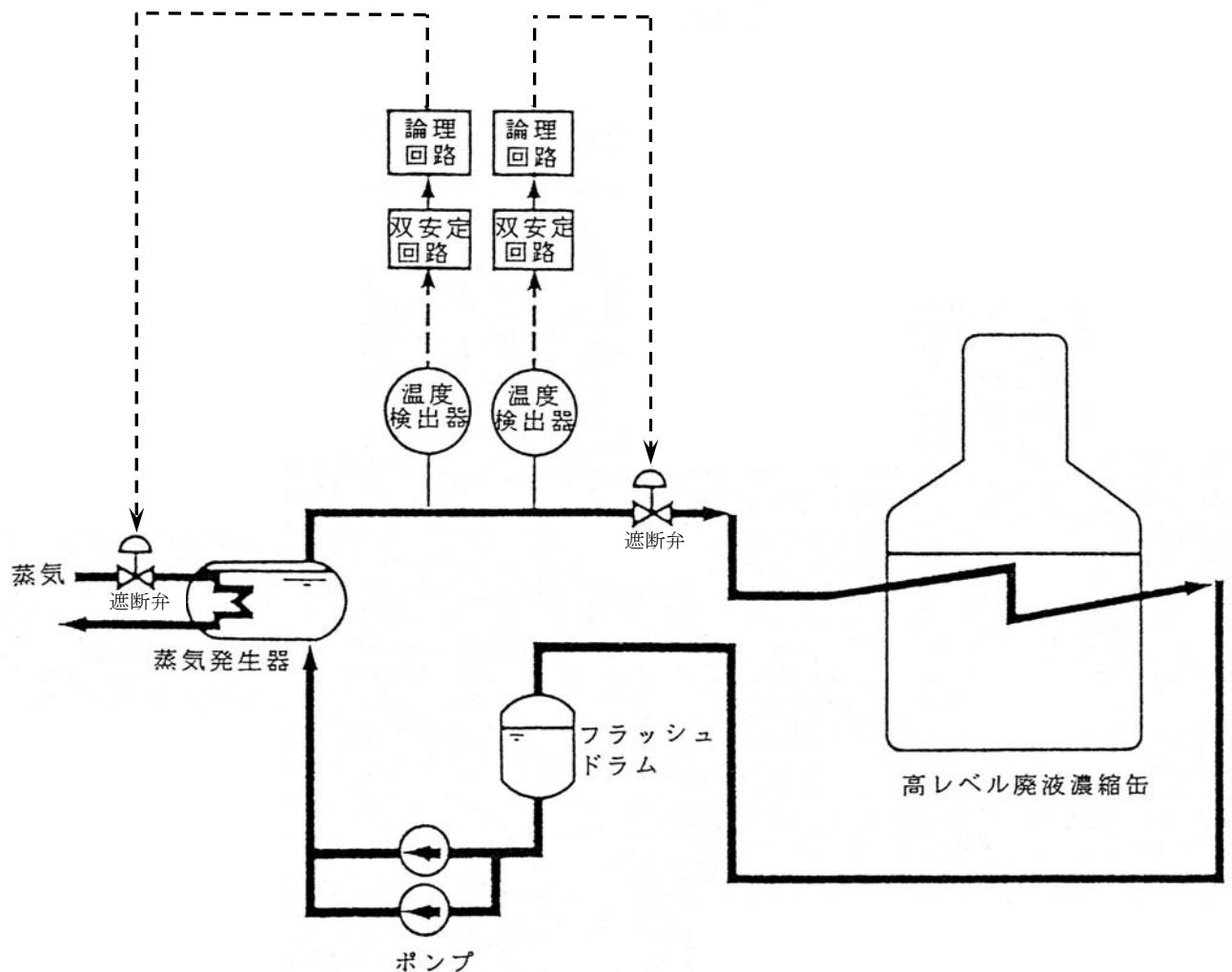
なお、安全保護回路の系統概要図を第6.3-1図から第6.3-15図に示す。

第6.3-1表(1) 安全保護回路一覧表

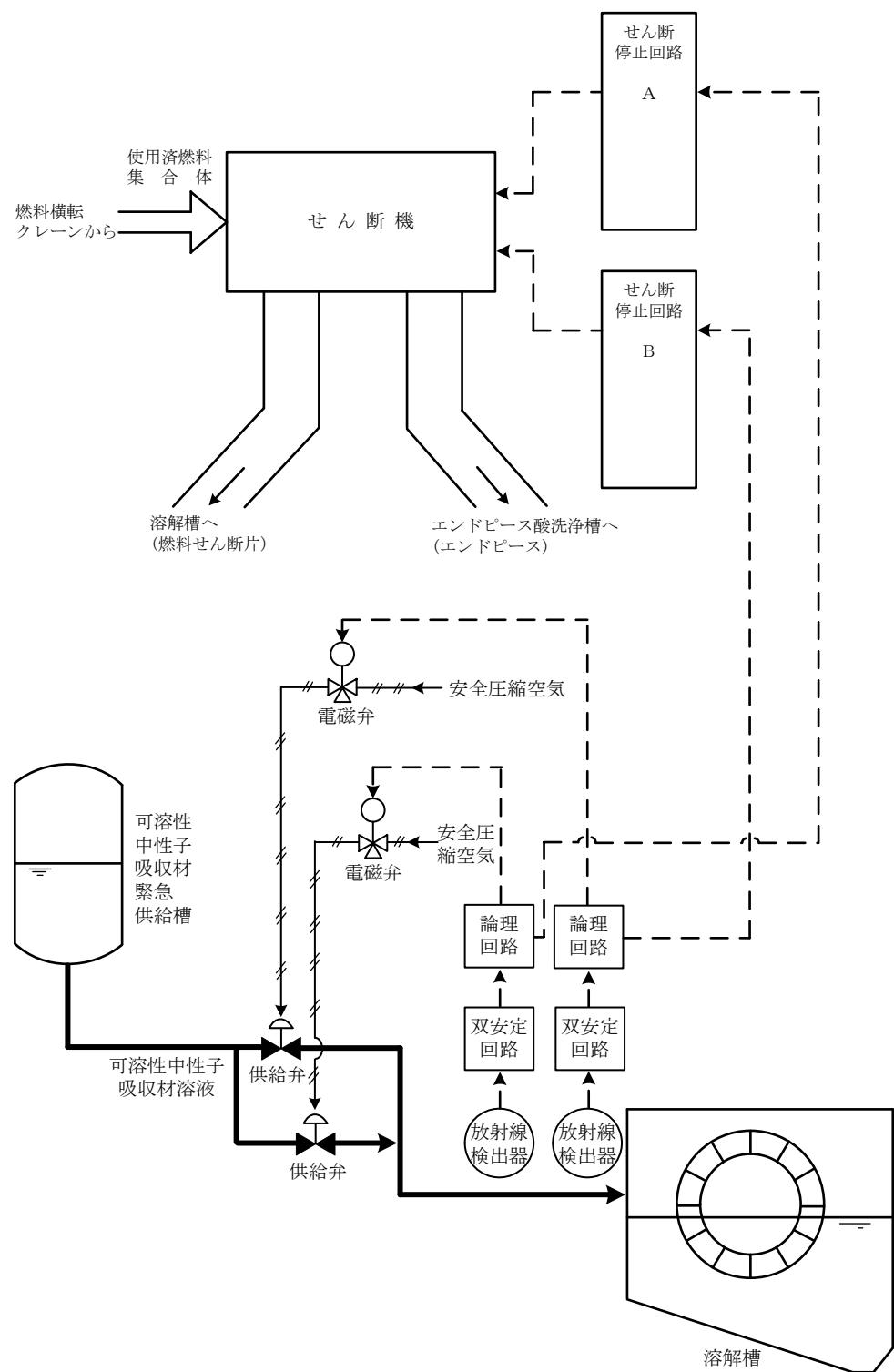
名 称	信号の種類	機 能	設 定 値
液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高	一次蒸気及び加熱蒸気の遮断	134°C以下
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路	溶解槽放射線レベル高	可溶性中性子吸収材の溶解槽への供給せん断停止	通常の放射線レベルの50倍
精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路	逆抽出塔溶液温度高	加熱用温水の遮断	69°C以下
分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	ウラン濃縮缶加熱蒸気温度高	一次蒸気及び加熱蒸気の遮断	134°C以下
精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高	一次蒸気及び加熱蒸気の遮断	134°C以下
酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高	一次蒸気及び加熱蒸気の遮断	134°C以下
脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路	還元ガス受槽水素濃度高	還元ガス供給停止	6.0vol%以下
分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路	プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高	工程停止	7g·Pu/ℓ相当以下

第6.3-1表(2) 安全保護回路一覧表

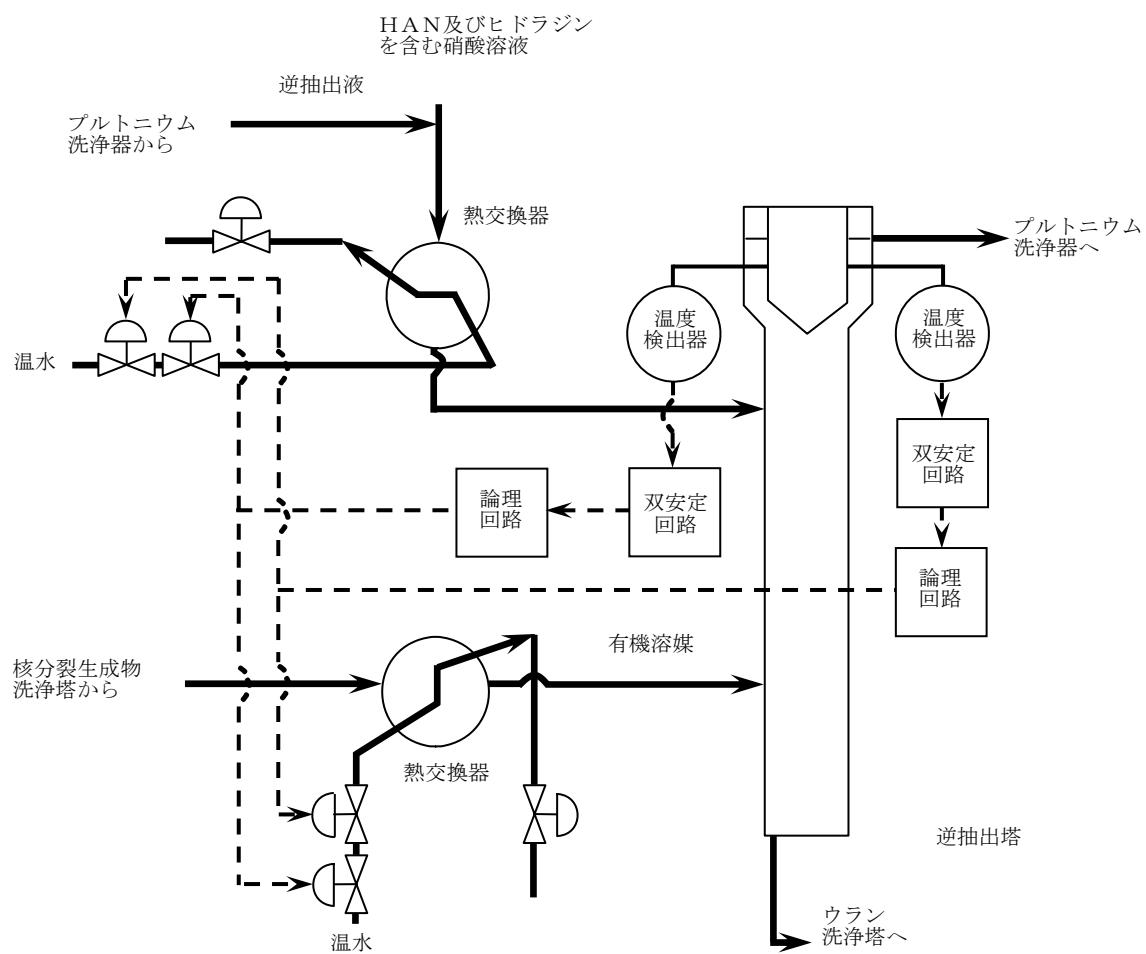
名 称	信号の種類	機 能	設 定 値
液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高	一次蒸気及び加熱蒸気の遮断	51°C以下
脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	焙焼炉ヒータ部温度高	加熱停止	890°C以下
脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	還元炉ヒータ部温度高	加熱停止	890°C以下
気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）	外部電源喪失時	建屋給気閉止ダンパの閉止	— (母線電圧低)
気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）	外部電源喪失時	建屋給気閉止ダンパの閉止	— (母線電圧低)
固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路	固化セル移送台車上の質量高	注入停止信号	固化ガラス1本分以下
気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路	固化セル圧力高	固化セル隔離ダンパの閉止	正圧以下



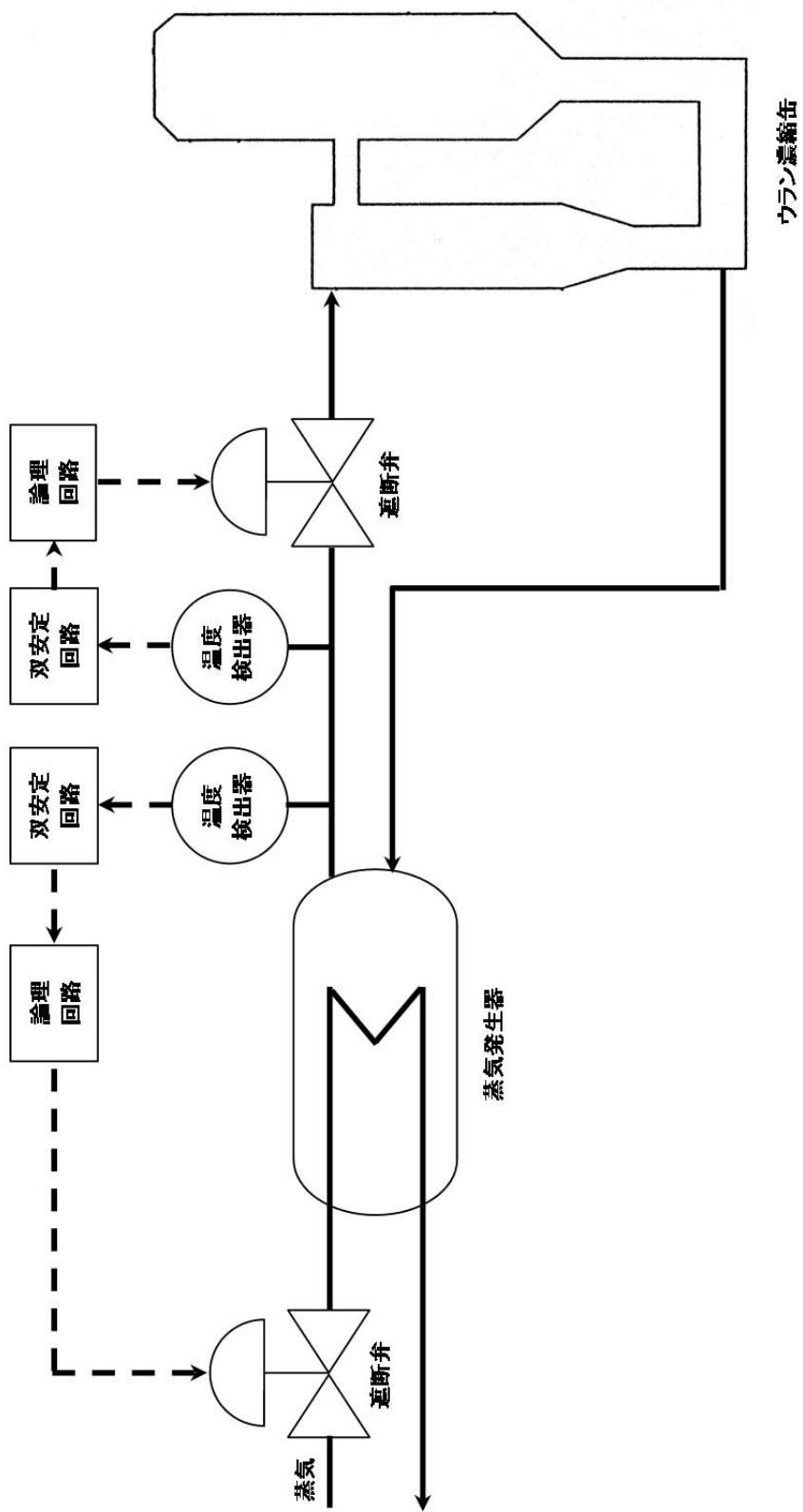
第 6.3-1 図 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶
加熱蒸気温度高による加熱停止回路



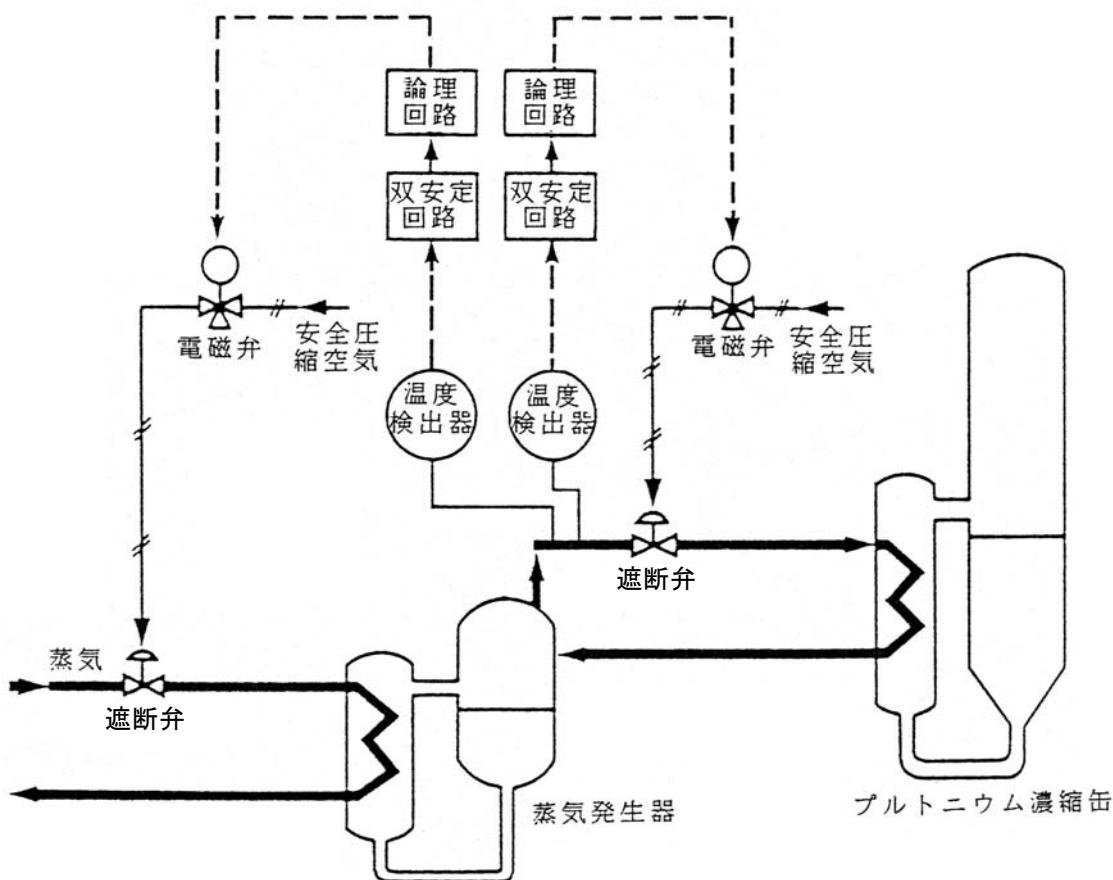
第 6.3-2 図 溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸收材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路



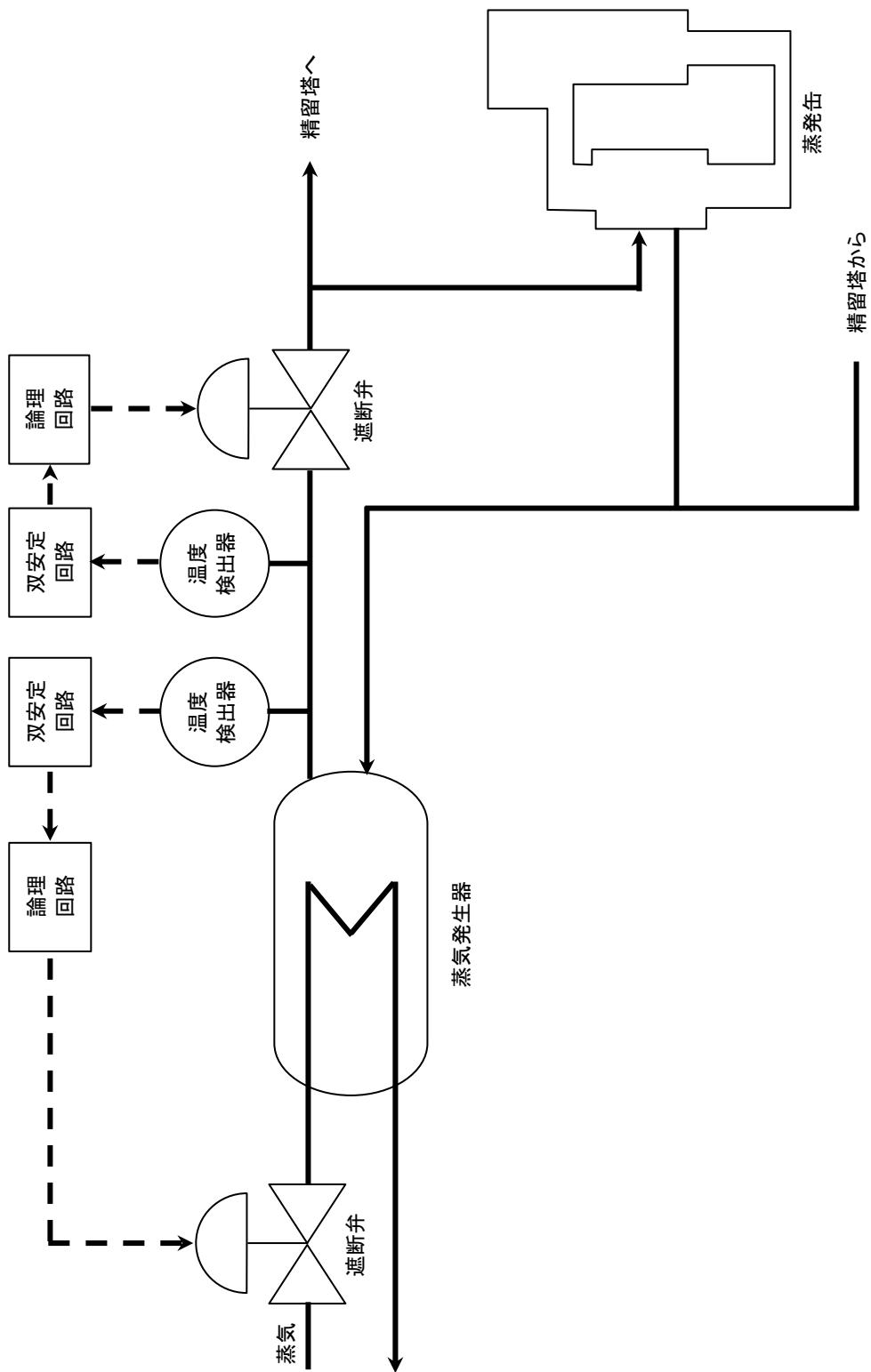
第 6.3-3 図 精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路



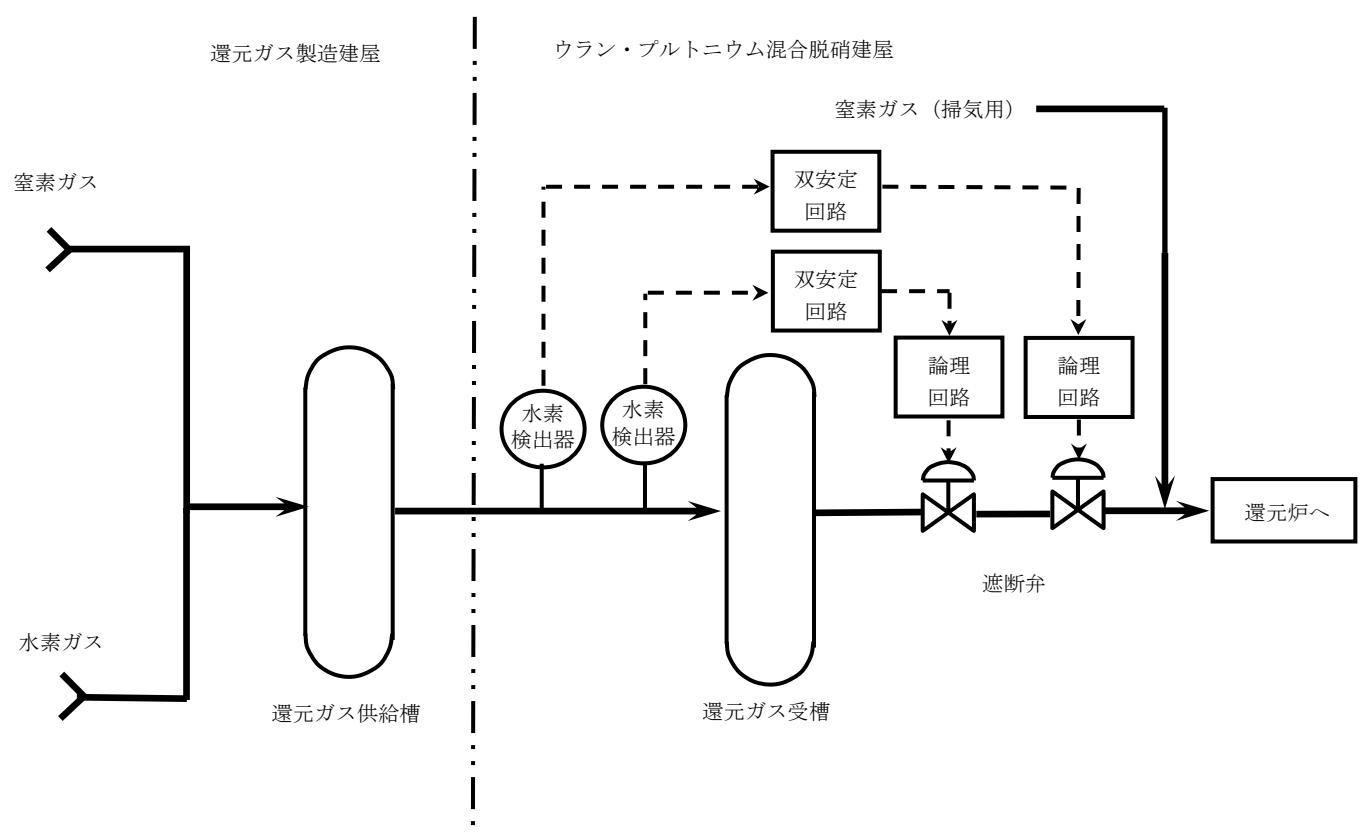
第6.3-4図 分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路



第 6.3-5 図 精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱温度高による加熱停止回路

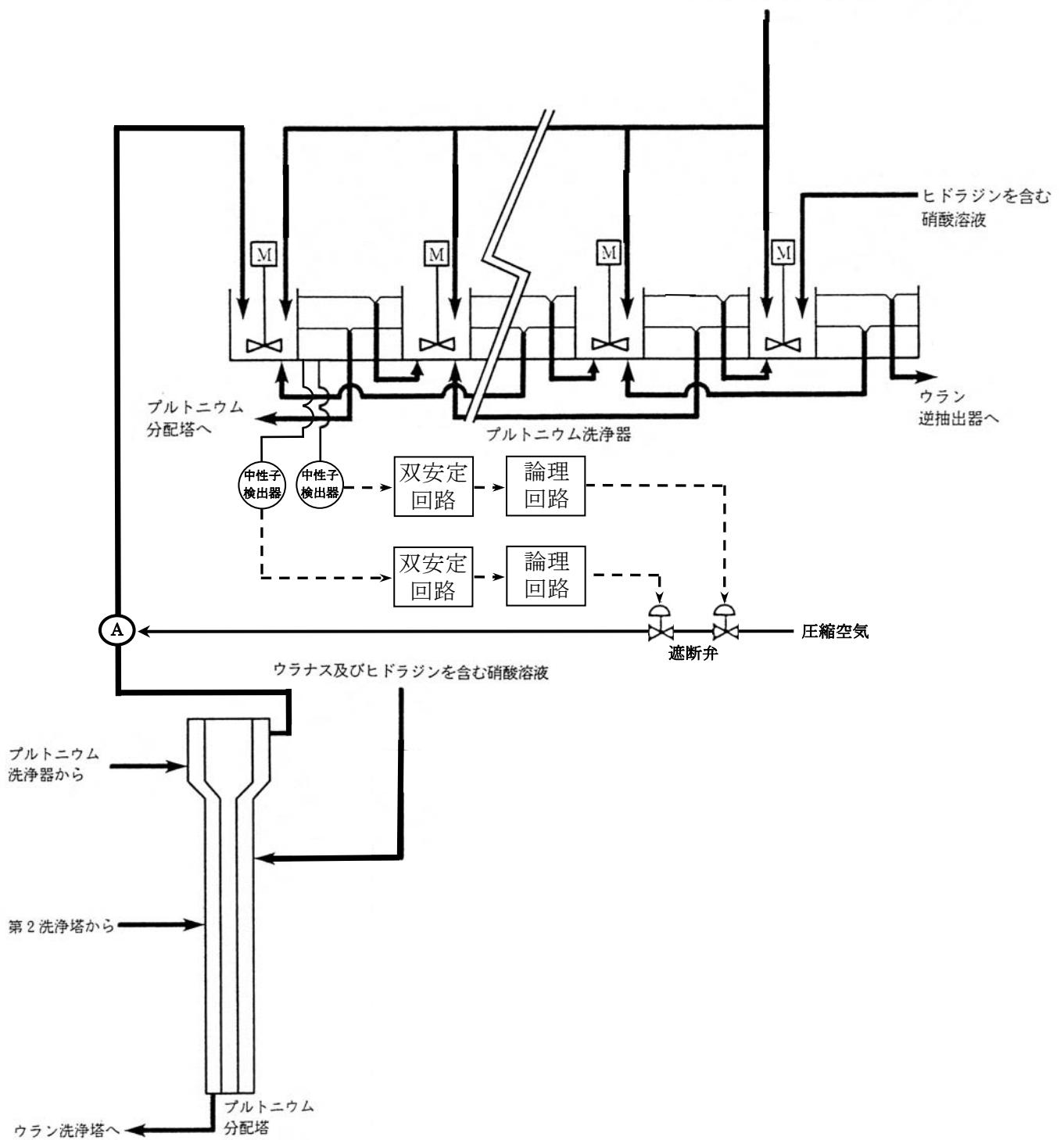


第6.3-6 図 酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路

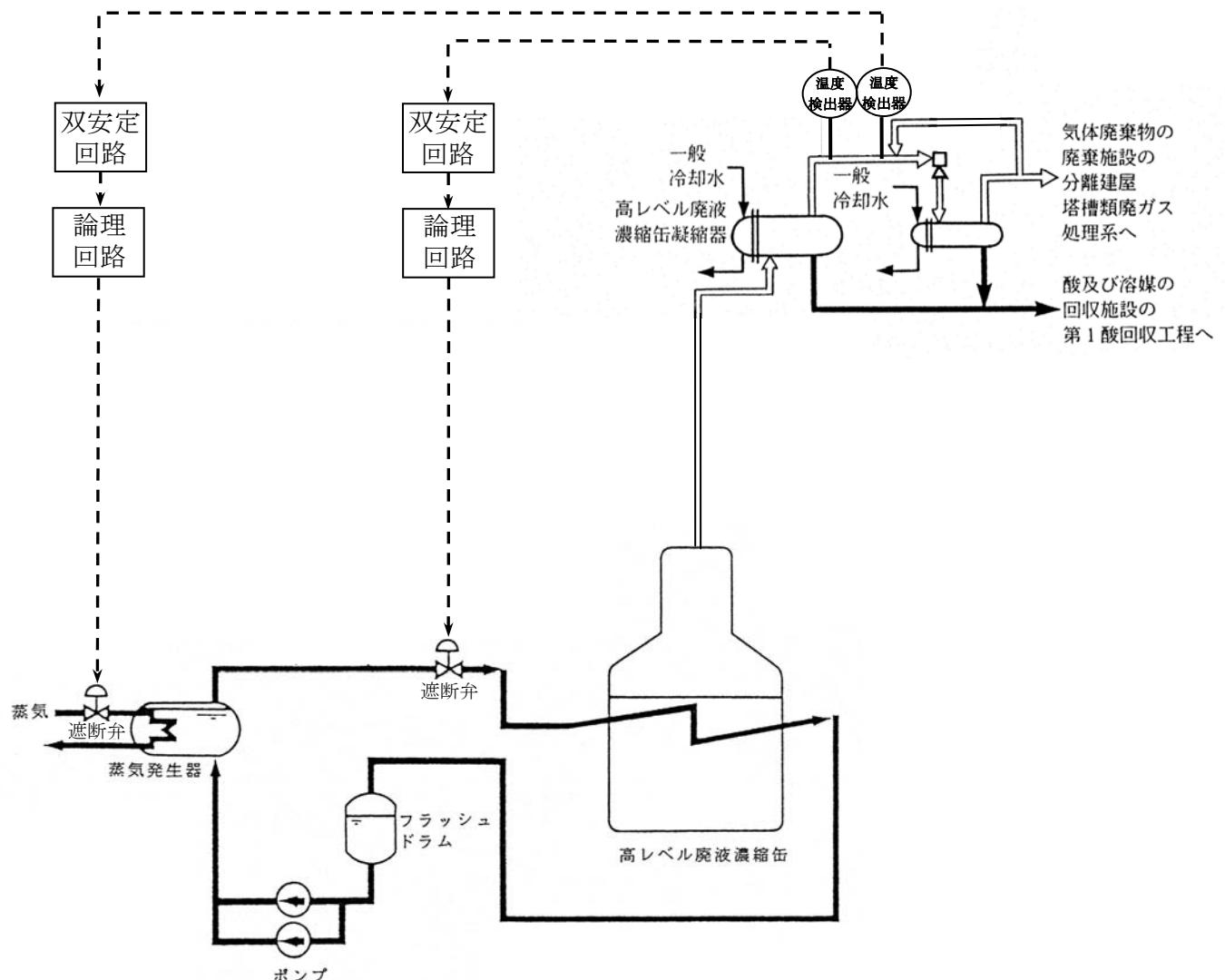


第 6.3-7 図 脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路

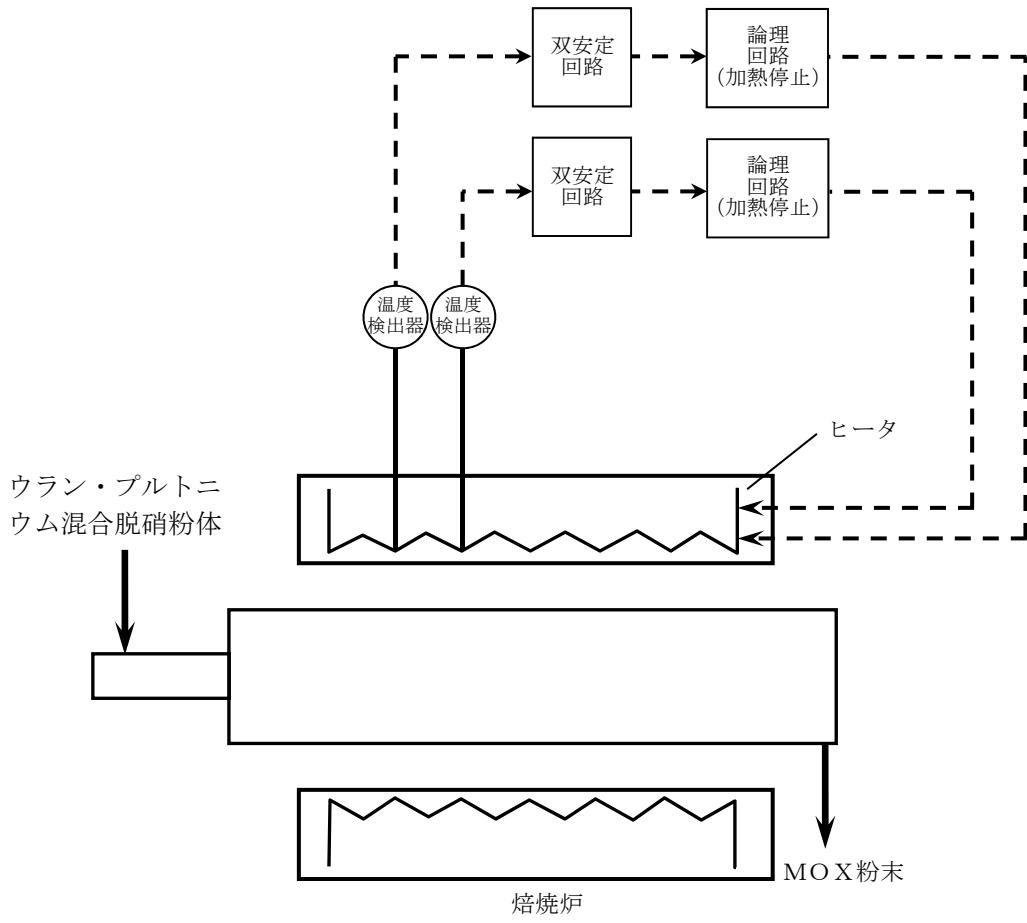
ウラナス及びヒドラジンを含む硝酸溶液



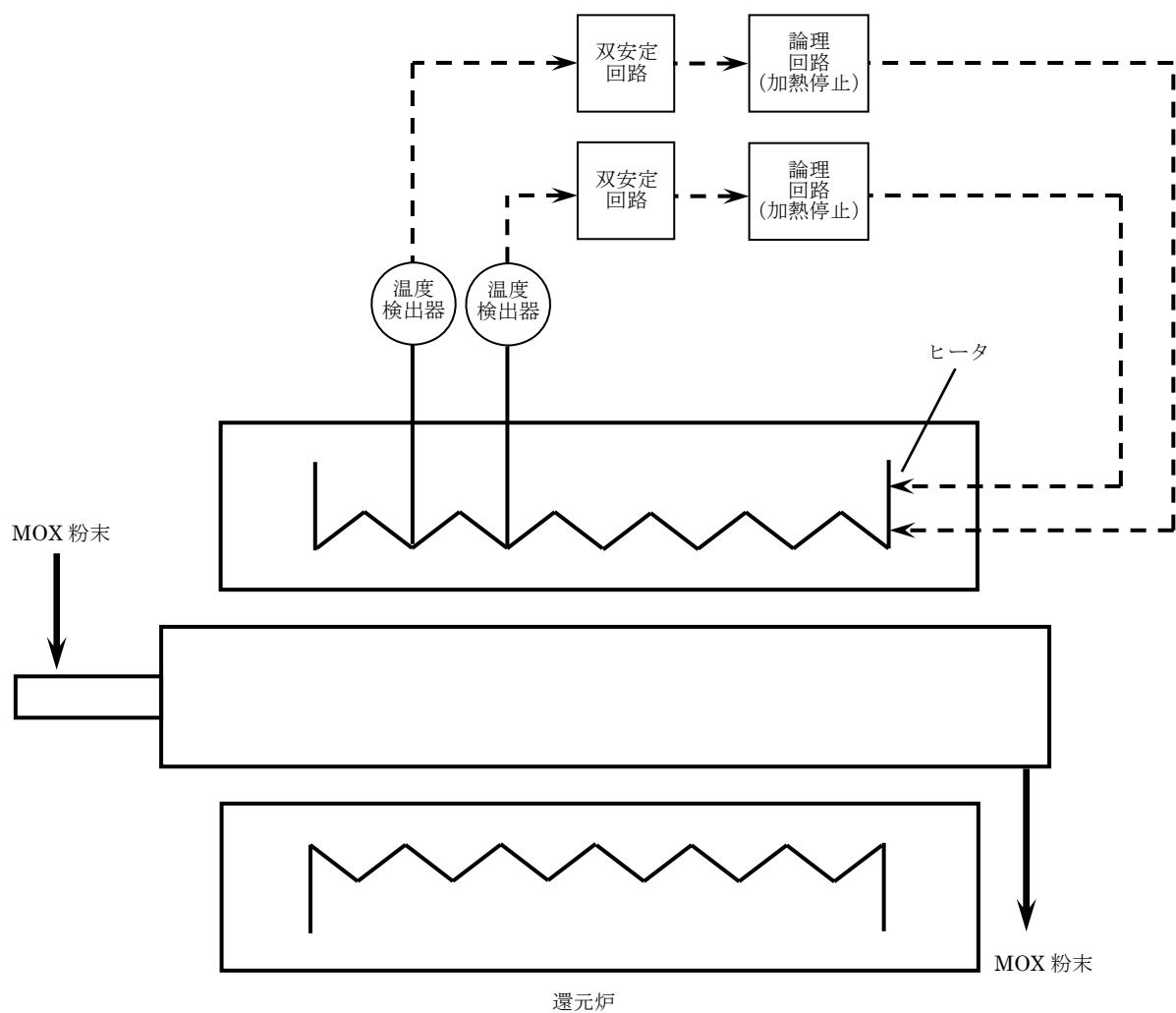
第 6.3-8 図 分離施設の plutoniウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路



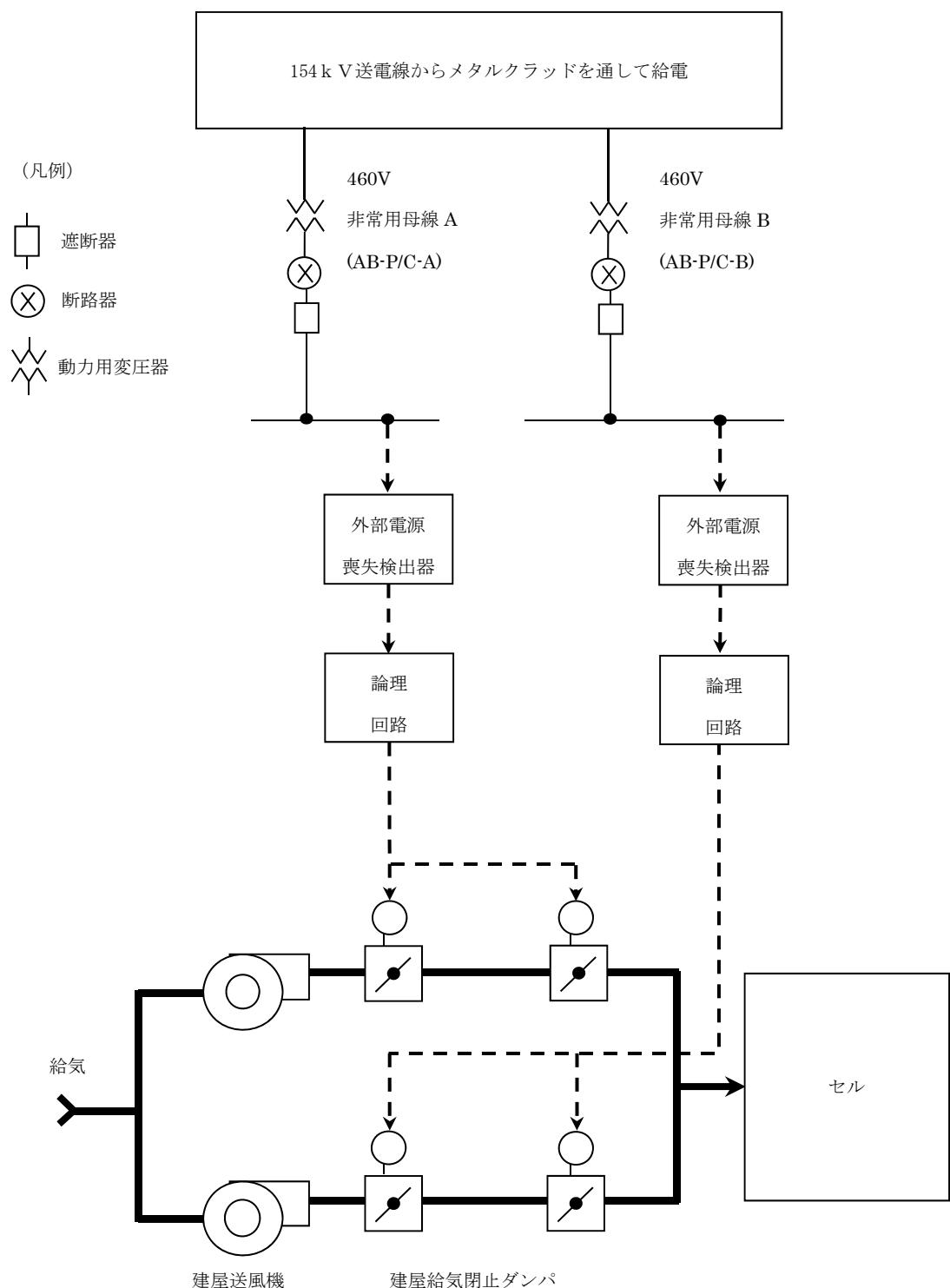
第 6.3-9 図 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器
排気出口温度高による加熱停止回路



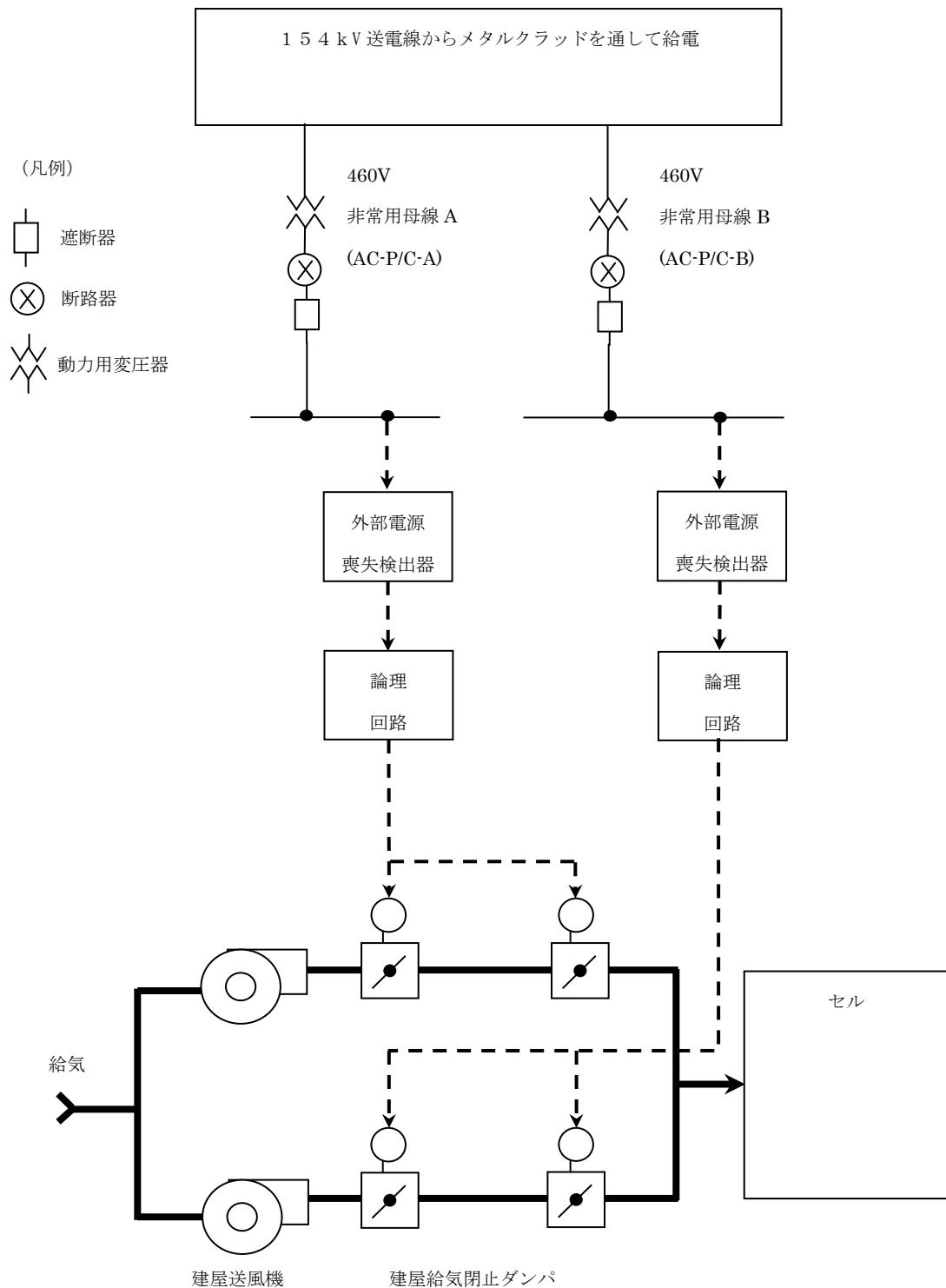
第 6.3-10 図 脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路



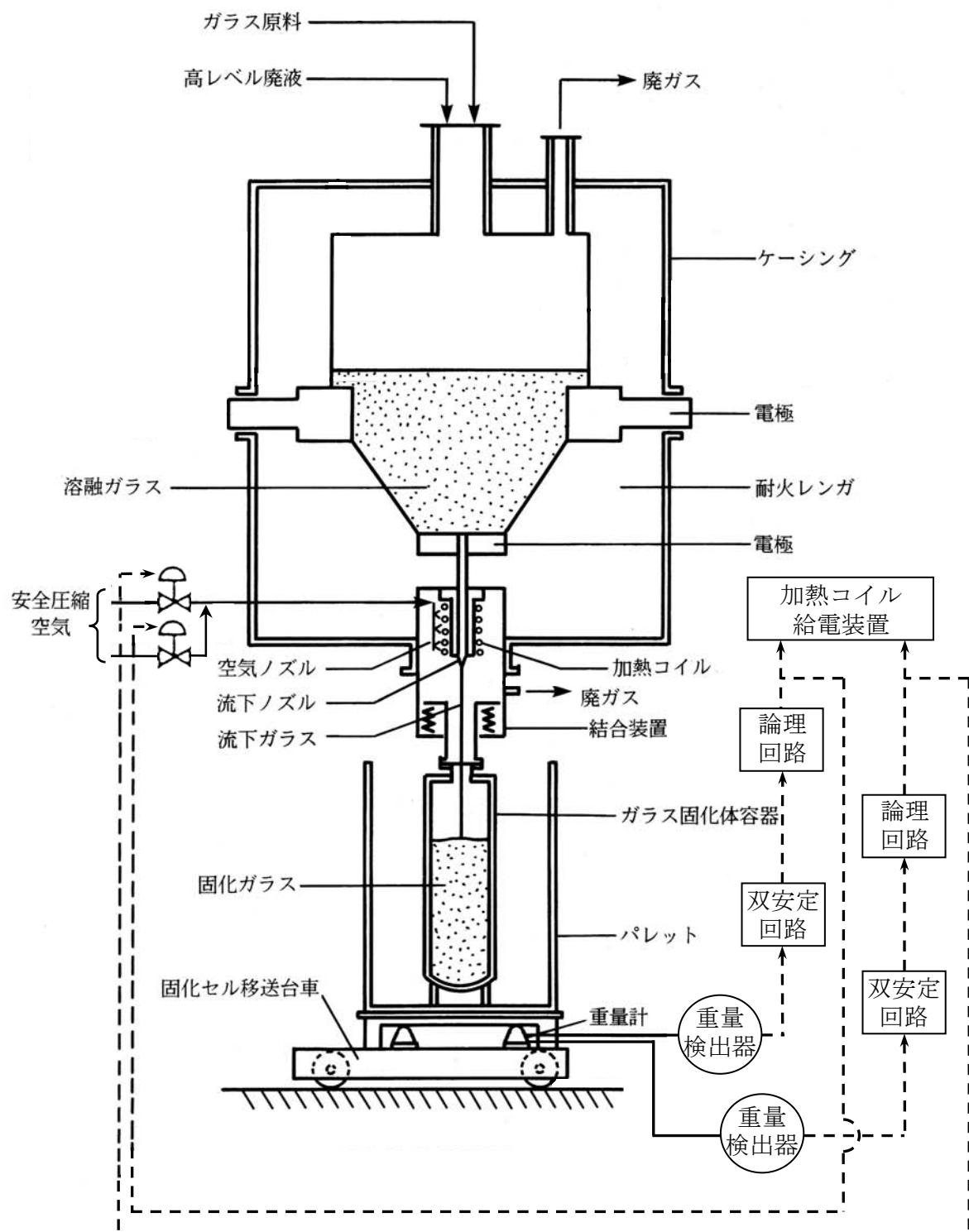
第 6.3-11 図 脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路



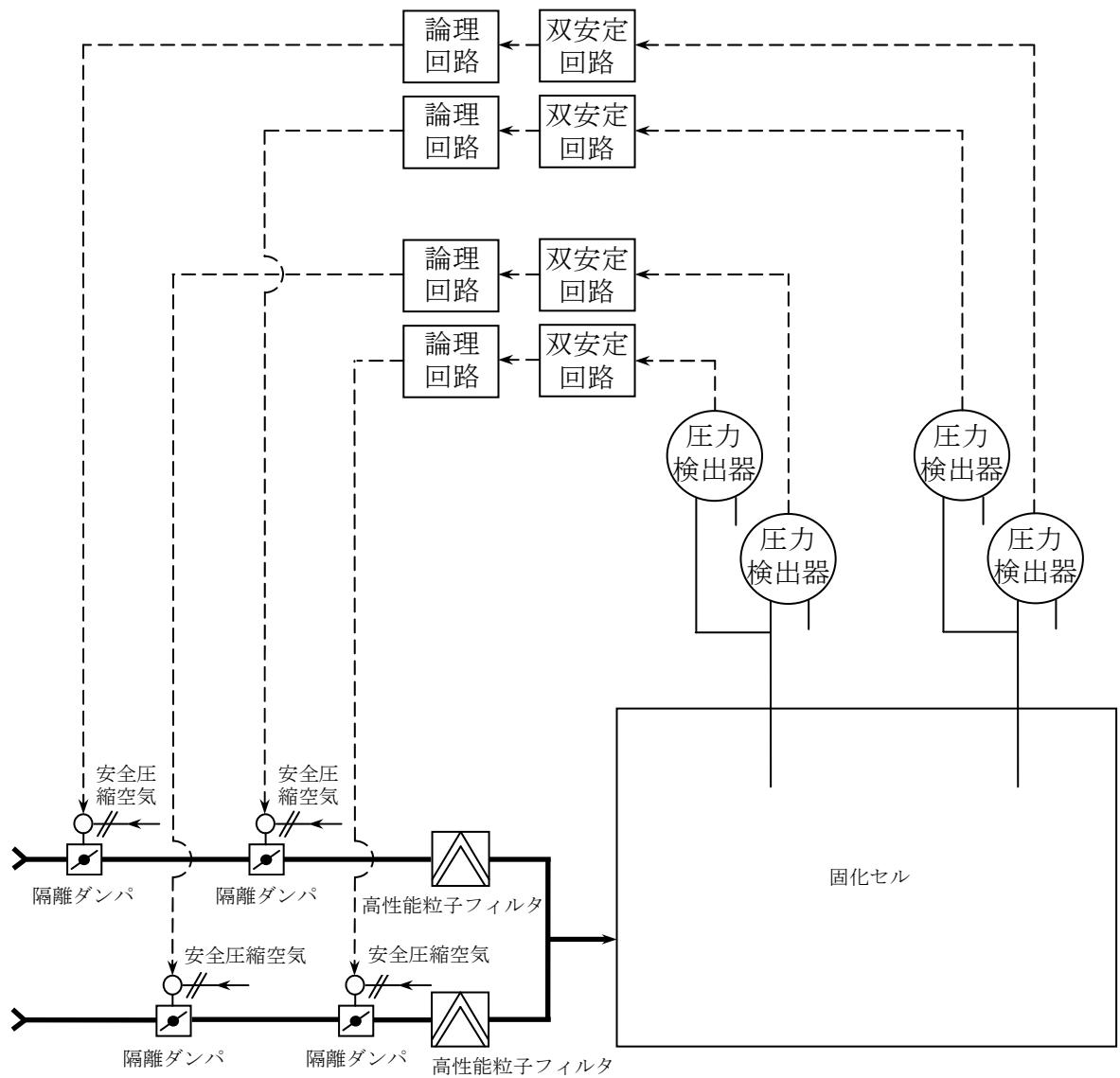
第6.3-12図 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気
閉止ダンバの閉止回路（分離建屋）



第6.3-13図 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気
閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）



第 6.3-14 図 固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高による
ガラス流下停止回路



第 6.3-15 図 気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による
固化セル隔離ダンパの閉止回路

2. 4 主要設備

安全保護回路は、多重化又は多様化した回路で構成する。その多重化又は多様化した回路は、安全機能を有する施設からの電磁障害による相互干渉が起こらないように、電源及びケーブル トレイを2系統に分離し、電気的・物理的な独立性を持たせる。

安全保護回路は、検出器、変換器等を計測制御設備と共に用いる場合は、当該計測制御設備の故障が安全保護回路に影響を与えないように、アイソレータ及び継電器を用いて計測制御設備と分離する。

安全保護回路は、その健全性及び能力を確認するため、必要に応じて試験回路を設け、運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

安全保護回路は、適切な保守及び修理ができる設計とする。

安全保護回路のケーブルは、可能な限り難燃性ケーブルを使用し、ケーブル トレイ及び電線管は、金属材料を主体に使用する。また、その他構成品も可能な限り、不燃性又は難燃性材料を使用する。

安全保護回路は、安全保護動作に関連する検出器、変換器及び継電器が故障した場合又は電源喪失時において、フェイルセーフに移行する設計とする。

2. 4. 1 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路

高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路は、液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶におけるりん酸三ブチル（以下2. 3主要設備では「TBP」という。）又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブチルと硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下2. 3主要設備では「TBP等の錯体」という。）の急激な分解反応を防止するためのものであり、温度検出器により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の温度高を検知し、蒸気発生器への一次蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路及び別の温度検出器により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気の温度高を検知し高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路で多様化して構成する。

2. 4. 2 溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸收材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路

可溶性中性子吸收材緊急供給回路及びせん断停止回路は、溶解施設の溶解槽における臨界事故を速やかに収束させるためのものであり、溶解槽セルの外の放射線検出器により放射線線量率高を検知し、可溶性中性子吸收材の供給配管の弁を開く信号及びせん断機を停止する信号を発する回路を二重化して構成する。

2. 4. 3 精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路

逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路は、プルトニウム精製設備の逆抽出塔内の有機溶媒の温度が上昇しn-ドデカンに引火することを防止するためのものであり、温度検出器により逆抽出塔の溶液温度高を検知し、

供給する有機溶媒、硝酸ヒドロキシルアミン及びヒドラジンを含む硝酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水の遮断弁を閉じる信号を発する回路を二重化して構成する。

2. 4. 4 分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路

ウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路は、分離施設のウラン濃縮缶におけるTBP等の錯体の急激な分解反応を防止するためのものであり、温度検出器によりウラン濃縮缶への加熱蒸気の温度高を検知し、蒸気発生器への一次蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路及び別の温度検出器によりウラン濃縮缶への加熱蒸気の温度高を検知しウラン濃縮缶への加熱蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路で多様化して構成する。

2. 4. 5 精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路

プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路は、精製施設のプルトニウム濃縮缶におけるTBP等の錯体の急激な分解反応を防止するためのものであり、温度検出器によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気の温度高を検知し、蒸気発生器への一次蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路及び別の温度検出器によりプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気の温度高を検知しプルトニウム濃縮缶への加熱蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路で多様化して構成する。

2. 4. 6 酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路

第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路は、酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶におけるTBP等の錯体の急激な分解反応を防止するためのものであり、温度検出器により蒸発缶への加熱蒸気の温度高を検知し、蒸気発生器への一次蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路及び別の温度検出器により蒸発缶への加熱蒸気の温度高を検知し蒸発缶への加熱蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路で多様化して構成する。

2. 4. 7 脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路

還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路は、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉での還元ガス中の水素濃度が上昇し水素の爆発を防止するためのものであり、還元炉に供給する還元用窒素・水素混合ガス中の水素濃度検出器により水素濃度高を検知し、還元用窒素・水素混合ガスの供給を停止する弁を閉じる信号を発する回路を二重化して構成する。

2. 4. 8 分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路

プルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路は、分配設備のプルトニウム洗浄器に過度のプルトニウムが流入し臨界になることを防止するためのものであり、プルトニウム洗浄器セルの外の中性子検出器により計数率高を検知し、プルトニウム分配塔からプルトニウム洗浄器への有機溶媒の移送を停止する弁を閉じる信号を発する回路を二重化して構成する。

2. 4. 9 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路

高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路は、液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器に供給する冷却水が停止し凝縮機能が低下することによる放射性物質の放出の有意な増加を防止するためのものであり、温度検出器により高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気出口温度高を検知し、蒸気発生器への一次蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路及び別の温度検出器により高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気出口温度高を検知し高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路で多様化して構成する。

2. 4. 10 脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路

焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路は、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の焙焼炉のヒータ部温度が異常に上昇したことによる焙焼炉の炉心管が破損し閉じ込め機能が喪失することを防止するためのものであり、温度検出器により焙焼炉のヒータ部温度高を検知し、ヒータへの通電を停止する信号を発する回路を二重化して構成する。落雷により、当該回路が影響を受けた場合は、安全側への移行動作としてヒータへの通電を停止する設計とする。

【補足説明資料3-1】

2. 4. 11 脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路

還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路は、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉のヒータ部温度が異常に上昇したことによる還元炉の炉心管が破損し閉じ込め機能が喪失することを防止するためのものであり、温度検出器により還元炉のヒータ部温度高を検知し、ヒータへ

の通電を停止する信号を発する回路を二重化して構成する。落雷により、当該回路が影響を受けた場合は、安全側への移行動作としてヒータへの通電を停止する設計とする。

【補足説明資料 3-1】

2. 4. 12 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）

外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパ閉止回路（分離建屋）は、外部電源喪失時に分離建屋内が正圧になることを防止するためのものであり、外部電源の喪失を検知し分離建屋の建屋給気閉止ダンパを閉止する信号を発する回路を二重化して構成する。

2. 4. 13 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）

外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパ閉止回路（精製建屋）は、外部電源喪失時に精製建屋内が正圧になることを防止するためのものであり、外部電源の喪失を検知し精製建屋の建屋給気閉止ダンパを閉止する信号を発する回路を二重化して構成する。

2. 4. 14 固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路

固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路は、高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉からの溶融ガラスがガラス固化体容器から漏えいすることによる放射性物質の放出の有意な増加を防止するためのものであり、固化セル移送台車上の重量計により質量高を検知し、ガラ

ス流下停止信号となる流下ノズルの加熱を停止する信号及び流下ノズルに空気を供給する弁を開ける信号を発する回路を二重化して構成する。

2. 4. 15 気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路

固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路は、高レベル廃液ガラス固化建屋の固化セルの負圧が低下した場合に固化セルから建屋への逆流を防止するためのものであり、圧力検出器により固化セルの圧力高を検知し、固化セルへの給気系に設けた固化セル隔離ダンパを閉止する信号を発する回路を二重化して構成する。

2. 5 評価

- (1) 安全保護回路は、再処理施設の安全を損なうおそれのある運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、設備を速やかに作動させる設計としているので、その拡大を防止又は抑制できる。
- (2) 安全保護回路は、多重性又は多様性を有するとともに、電気的・物理的な独立性を有する設計としているので、動的機器の単一故障（電磁障害による影響を含む。）を仮定してもその安全機能が確保できる。
- (3) 安全保護回路は、アイソレータ及び継電器を用いて計測制御設備と分離する設計としているので、計測制御設備との部分的共用によってその安全機能を損なうことはない。
- (4) 安全保護回路は、その健全性及び能力を確認するため、必要に応じて試験回路を設ける設計としているので、その安全機能を損なうことなく運転中又は停止中に試験及び検査が実施できる。
- (5) 安全保護回路は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計としているので、火災を防止できる。
- (6) 安全保護回路は、駆動源の喪失又は系統の遮断が発生してもフェイルセーフに移行する設計としているので、その安全機能を損なうことはない。
- (7) 安全保護回路は、それらの安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計としているので安全機能が維持できる。

3. 試験・検査

安全保護回路は、その健全性及び能力を確認するため、必要に応じて試験回路を用いて、運転中又は停止中に試験又は検査を実施する。

2章 補足說明資料

第19条: 安全保護回路

再処理施設 安全審査補足説明資料 名称		提出日 Rev		備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	事業指定基準規則第19条と既認可実績等との比較表	11/1	2	新規作成
補足説明資料1-1	安全保護回路の再選定について	11/1	2	別紙2 安全保護回路の選定について
補足説明資料2-1	安全保護回路に変更を施している場合の基準適合性	10/23	1	別紙1 安全保護回路に変更を施している場合の基準適合性
補足説明資料3-1				

令和元年 11 月 1 日 R2

補足説明資料 1-1

事業指基準規則第19条と許認可実績等との比較表(1 / 15)

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(2/15)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。	<p>6.3.1 概要</p> <p>添付書類六 6.3.1 概要</p> <p>異常状態を検知し、事故への拡大を防止又は抑制するため、安全保護動作を起こさせるよう設計計画された系統系の縮締缶等の機器による安全保護系は、安全上重要な要る施設の大防護施設が発生した場合に、その拡大防止又は抑制のための設備の安全保護動作を自動的に開始するよう設計し、以下の項目で構成される。</p> <p>(i) 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</p> <p>(ii) 溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断機のせん断停止回路</p> <p>(iii) 精製施設の逆抽出塔液濃度高による加熱停止回路</p> <p>(iv) 分離施設のワラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</p> <p>(v) 精製施設のブルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</p> <p>(vi) 酸及び溶媒の廃棄施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路</p> <p>(vii) 脱硝施設の還元ガス供給停止回路</p> <p>(viii) 分離施設のブルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路</p> <p>(ix) 液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路</p> <p>(x) 脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路</p> <p>(xi) 脱硝施設の燃焼炉ヒーター部温度高による加熱停止回路</p> <p>(xii) 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気停止ダンバの閉止回路（分離建屋）</p> <p>(xiii) 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気停止ダンバの閉止回路（精製建屋）</p> <p>(xiv) 固体廃棄物の廃棄施設の固化セルル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路</p> <p>(xv) 気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンバの閉止回路</p>	<p>添付書類六 6.3.1 概要</p> <p>「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、核的及び化する設備を作動させることに再処理施設の安全を著しく損なうおそれがある異常状態が発生し、その拡大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させる必要が生じた場合、その異常状態を検知し、当該設備の作動を自動的に起こさせる設計とする。</p>	<p>「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、核的及び化する設備を作動させることを記載する。本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載する」とともに、核的、熱的限界を設けることによる加熱停止回路を設ける。本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.1表」に記載する。</p>

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(3/15)

事業指定基準規則		添付書類六 第6.3-1表 安全保護系一覧表		添付書類六 第6.3-1表(1) 安全保護回路一覧表		新規制要求を踏まえた適合方針		比較結果	
第十九条 再処理施設には、次に掲げるとところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。		精製施設のブルトニウム濃縮缶加熱停止回路	一次蒸気及び加熱蒸気の温度高	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル濃縮缶加熱蒸気温度高	一次蒸気及び加熱蒸気温度高にによる加熱停止回路	溶解施設の溶解槽の溶解槽への溶解放射線レベル高	可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断機のせん断停止回路	「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、核的、熱的及び化学的制限値を超える」に再処理施設の安全を著しく損なう設備を申請書本文ト項に記載する。また、本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針（1）」に記載するどもに、核的、熱的制限値を超えないよう動作する設定値について、既許可申請書添付書類六「6.3-1表」に記載している。	「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、自動的に化された安全保護回路を設けることを記載してある。また、本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針（1）」に記載するどもに、核的、熱的制限値を超えないよう動作する設定値について、既許可申請書添付書類六「6.3-1表」に記載している。
一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動の開始をやかに、かつ、自動的に開始させること。		液体廃棄物の廃棄施設の濃縮缶加熱蒸気停止回路	一次蒸気及び加熱蒸気の温度高	液体廃棄物の廃棄施設の濃縮缶加熱蒸気停止回路	一次蒸気及び加熱蒸気の温度高	溶解施設の溶解槽の溶解槽への溶解放射線レベル高	可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断機のせん断停止回路	「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、自動的に化された安全保護回路を設けることを記載してある。また、本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針（1）」に記載するどもに、核的、熱的制限値を超えないよう動作する設定値について、既許可申請書添付書類六「6.3-1表」に記載している。	「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、自動的に化された安全保護回路を設けることを記載してある。また、本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針（1）」に記載するどもに、核的、熱的制限値を超えないよう動作する設定値について、既許可申請書添付書類六「6.3-1表」に記載している。
		溶解施設の溶解槽の溶解槽への溶解放射線レベル高	通常の放射線レベルの50倍	精製施設の逆抽出塔溶解液温度高	逆抽出塔溶解液温度高による加熱停止回路	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	精製施設のブルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、自動的に化された安全保護回路を設けることを記載してある。また、本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針（1）」に記載するどもに、核的、熱的制限値を超えないよう動作する設定値について、既許可申請書添付書類六「6.3-1表」に記載している。	「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、自動的に化された安全保護回路を設けることを記載してある。また、本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針（1）」に記載するどもに、核的、熱的制限値を超えないよう動作する設定値について、既許可申請書添付書類六「6.3-1表」に記載している。

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(4/15)

事業指定基準規則	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果																																			
第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならぬ。	<p>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合、その異常状態を検知し、核的、熱的に化する設備を作動させざる」に再処理施設の安全を著しく損なし、自動的に緊急動作を起ことを記載している。また、本文記載事項に対する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針（1）」に記載するどもに、核的、熱的制限値を超えないようする段階が動作する段定値について、既許可申請書添付書類六「6.3-1表」に記載している。</p> <p>したがって、当該規則に沿つて本文記載事項を修正したとしても、記載の適正化に留まる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付書類六 第6.3-1表(2) 安全保護回路一覧表</th> <th>添付書類六 第6.3-1表(1) 安全保護回路一覧表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物の魔 兼施設の高レベル廃 液濃縮缶温度 度による加熱停止 回路</td> <td>高レベル魔 液濃縮缶温 度</td> <td>一次蒸気及び 加熱蒸気の遮 断</td> <td>51°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の燃 焼炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路</td> <td>燃焼炉ヒー タ部温度</td> <td>加熱停止</td> <td>890°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の還 元炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路</td> <td>還元炉ヒー タ部温度</td> <td>加熱停止</td> <td>890°C以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸及び溶媒の回 収施設の第2酸 系の蒸発缶 による加熱停止 回路</td> <td>第2酸回 收系の蒸 発缶 による加 熱蒸 気温 度</td> <td>一次蒸気及 び加熱蒸 気の遮 断</td> <td>134°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の還 元ガス受 槽水素濃 度による還 元ガス供 給停止回 路</td> <td>還元ガス受 槽水素濃 度</td> <td>還元ガス供 給停止</td> <td>6.0vol% 以下</td> </tr> <tr> <td>分離施設のブ ルトニウム洗 浄器中性子 計数率高 度による工 程停止回 路</td> <td>ブルトニウ ム洗浄器中 性子計数率 高</td> <td>工程停止</td> <td>7gPu/ℓ 相当以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	添付書類六 第6.3-1表(2) 安全保護回路一覧表	添付書類六 第6.3-1表(1) 安全保護回路一覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物の魔 兼施設の高レベル廃 液濃縮缶温度 度による加熱停止 回路</td> <td>高レベル魔 液濃縮缶温 度</td> <td>一次蒸気及び 加熱蒸気の遮 断</td> <td>51°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の燃 焼炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路</td> <td>燃焼炉ヒー タ部温度</td> <td>加熱停止</td> <td>890°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の還 元炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路</td> <td>還元炉ヒー タ部温度</td> <td>加熱停止</td> <td>890°C以下</td> </tr> </tbody> </table>	名称	信号の種類	機能	設定値	液体廃棄物の魔 兼施設の高レベル廃 液濃縮缶温度 度による加熱停止 回路	高レベル魔 液濃縮缶温 度	一次蒸気及び 加熱蒸気の遮 断	51°C以下	脱硝施設の燃 焼炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路	燃焼炉ヒー タ部温度	加熱停止	890°C以下	脱硝施設の還 元炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路	還元炉ヒー タ部温度	加熱停止	890°C以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸及び溶媒の回 収施設の第2酸 系の蒸発缶 による加熱停止 回路</td> <td>第2酸回 收系の蒸 発缶 による加 熱蒸 気温 度</td> <td>一次蒸気及 び加熱蒸 気の遮 断</td> <td>134°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の還 元ガス受 槽水素濃 度による還 元ガス供 給停止回 路</td> <td>還元ガス受 槽水素濃 度</td> <td>還元ガス供 給停止</td> <td>6.0vol% 以下</td> </tr> <tr> <td>分離施設のブ ルトニウム洗 浄器中性子 計数率高 度による工 程停止回 路</td> <td>ブルトニウ ム洗浄器中 性子計数率 高</td> <td>工程停止</td> <td>7gPu/ℓ 相当以下</td> </tr> </tbody> </table>	名称	信号の種類	機能	設定値	酸及び溶媒の回 収施設の第2酸 系の蒸発缶 による加熱停止 回路	第2酸回 收系の蒸 発缶 による加 熱蒸 気温 度	一次蒸気及 び加熱蒸 気の遮 断	134°C以下	脱硝施設の還 元ガス受 槽水素濃 度による還 元ガス供 給停止回 路	還元ガス受 槽水素濃 度	還元ガス供 給停止	6.0vol% 以下	分離施設のブ ルトニウム洗 浄器中性子 計数率高 度による工 程停止回 路	ブルトニウ ム洗浄器中 性子計数率 高	工程停止	7gPu/ℓ 相当以下
添付書類六 第6.3-1表(2) 安全保護回路一覧表	添付書類六 第6.3-1表(1) 安全保護回路一覧表																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物の魔 兼施設の高レベル廃 液濃縮缶温度 度による加熱停止 回路</td> <td>高レベル魔 液濃縮缶温 度</td> <td>一次蒸気及び 加熱蒸気の遮 断</td> <td>51°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の燃 焼炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路</td> <td>燃焼炉ヒー タ部温度</td> <td>加熱停止</td> <td>890°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の還 元炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路</td> <td>還元炉ヒー タ部温度</td> <td>加熱停止</td> <td>890°C以下</td> </tr> </tbody> </table>	名称	信号の種類	機能	設定値	液体廃棄物の魔 兼施設の高レベル廃 液濃縮缶温度 度による加熱停止 回路	高レベル魔 液濃縮缶温 度	一次蒸気及び 加熱蒸気の遮 断	51°C以下	脱硝施設の燃 焼炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路	燃焼炉ヒー タ部温度	加熱停止	890°C以下	脱硝施設の還 元炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路	還元炉ヒー タ部温度	加熱停止	890°C以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸及び溶媒の回 収施設の第2酸 系の蒸発缶 による加熱停止 回路</td> <td>第2酸回 收系の蒸 発缶 による加 熱蒸 気温 度</td> <td>一次蒸気及 び加熱蒸 気の遮 断</td> <td>134°C以下</td> </tr> <tr> <td>脱硝施設の還 元ガス受 槽水素濃 度による還 元ガス供 給停止回 路</td> <td>還元ガス受 槽水素濃 度</td> <td>還元ガス供 給停止</td> <td>6.0vol% 以下</td> </tr> <tr> <td>分離施設のブ ルトニウム洗 浄器中性子 計数率高 度による工 程停止回 路</td> <td>ブルトニウ ム洗浄器中 性子計数率 高</td> <td>工程停止</td> <td>7gPu/ℓ 相当以下</td> </tr> </tbody> </table>	名称	信号の種類	機能	設定値	酸及び溶媒の回 収施設の第2酸 系の蒸発缶 による加熱停止 回路	第2酸回 收系の蒸 発缶 による加 熱蒸 気温 度	一次蒸気及 び加熱蒸 気の遮 断	134°C以下	脱硝施設の還 元ガス受 槽水素濃 度による還 元ガス供 給停止回 路	還元ガス受 槽水素濃 度	還元ガス供 給停止	6.0vol% 以下	分離施設のブ ルトニウム洗 浄器中性子 計数率高 度による工 程停止回 路	ブルトニウ ム洗浄器中 性子計数率 高	工程停止	7gPu/ℓ 相当以下				
名称	信号の種類	機能	設定値																																		
液体廃棄物の魔 兼施設の高レベル廃 液濃縮缶温度 度による加熱停止 回路	高レベル魔 液濃縮缶温 度	一次蒸気及び 加熱蒸気の遮 断	51°C以下																																		
脱硝施設の燃 焼炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路	燃焼炉ヒー タ部温度	加熱停止	890°C以下																																		
脱硝施設の還 元炉ヒータ部温 度による加熱停 止回路	還元炉ヒー タ部温度	加熱停止	890°C以下																																		
名称	信号の種類	機能	設定値																																		
酸及び溶媒の回 収施設の第2酸 系の蒸発缶 による加熱停止 回路	第2酸回 收系の蒸 発缶 による加 熱蒸 気温 度	一次蒸気及 び加熱蒸 気の遮 断	134°C以下																																		
脱硝施設の還 元ガス受 槽水素濃 度による還 元ガス供 給停止回 路	還元ガス受 槽水素濃 度	還元ガス供 給停止	6.0vol% 以下																																		
分離施設のブ ルトニウム洗 浄器中性子 計数率高 度による工 程停止回 路	ブルトニウ ム洗浄器中 性子計数率 高	工程停止	7gPu/ℓ 相当以下																																		

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(5 / 15)

事業指定基準規則		新規制要求を踏まえた適合方針			
第十九条 再処理施設には、次に掲げるところによることにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。		添付書類六 第6.3-1表(2) 安全保護回路一覧表			
名称	信号の種類	機能	設定値	比較結果	
気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダッシュパペの閉止回路（分離建屋）	失時	建屋給気閉止ダッシュパペの閉止	— (母線電圧低)	「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合における、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないよう、既許可申請書本文ト項なうおそれのある異常状態を起させることを記載する。本文記載事項に對する設計方針を既許可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載するとともに、核的、熱的制限値を超えないよう動作するための安全保謹回路が動作回路が動作回路が動作する。既許可申請書添付書類六「第6.3-1表」に記載している。	
気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダッシュパペの閉止回路（精製建屋）	失時	建屋給気閉止ダッシュパペの閉止	— (母線電圧低)	したがつて、当該規則に沿つて本文記載事項を修正したとしても、記載の適化に留まる。	
固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移台車上の固化セル上へのガラス流量高によるガラス流下停止回路	高	注入停止信号	固化ガラス1本分以下		
気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高によるダッシュパペの閉止回路	高	固化セル圧力高によるダッシュパペの閉止	正圧以下		

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(6/15)

事業指定基準規則	新規制要求を踏まえた適合方針															
<p>第十九条 再処理施設には、次に掲げるとこころにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの様的、熱的及び化学的制限値を超えないように対するための設備の作動を開始させかに、かつ、自動的に開始させらるものとすること。</p> <p>(1) 主要な工程計装設備の種類 再処理施設の各施設の温度・圧力・流量・液位・密度・濃度等を測定し、運転監視・制御を行うとともに、安全確保するための警報等を発する工程計装設備を設ける。</p> <p>(2) 計測制御システムの設備</p> <p>(3) 主要な工程計装設備の種類 再処理施設の各施設の温度・圧力・流量・液位・密度・濃度等を測定し、運転監視・制御を行うとともに、安全確保するための警報等を発する工程計装設備を設ける。</p>	<p>【既許可申請書における計測制御系系統施設の記載】</p> <p>（再処理事業指定申請書）</p> <p>本文ト、計測制御系系統施設の設備</p> <p>(3) 主要な工程計装設備の種類 再処理施設の各施設の温度・圧力・流量・液位・密度・濃度等を測定し、運転監視・制御を行うとともに、安全確保するための警報等を発する工程計装設備を設ける。</p> <p>添付書類六 6.2.1 概要 工程計装設備は、各施設の温度、圧力、流量、液位、密度等を測定し、通常監視及び制御を行う設備である。そのうち、各施設の核、熱及び各施設の安全限値を維持するために必要な計測制御系及び各施設の安全機能を維持するためには計測制御系は、異常状態を検知し、警報、工程停止信号等を発する安全上重要な施設である。</p> <p>添付書類六 6.2.1 概要 工程計装設備は、各施設の温度、圧力、流量、液位、密度等を測定し、通常監視及び制御を行う設備である。そのうち、各施設の核、熱及び各施設の安全限値を維持するために必要な計測制御系及び各施設の安全機能を維持するためには計測制御系は、異常状態を検知し、警報、工程停止信号等を発する安全上重要な施設である。</p> <p>添付書類六 6.2.2 設計方針 (1) 計測制御設備は、平常時及び運転時の異常な過渡変化時ににおいて施設の運転状態を予想変動範囲内で監視できる設計とする。 (2) 計測制御設備は、平常時の運転条件の変化及び外乱に対し施設の運転状態を適切な運転範囲に維持できる設計とする。 (4) 計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するためには、機器の単一故障を仮定しても安全が確保できるよう多重性を有する設計とする。 (5) 計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するためには、電気的・物理的な独立性を有する設計とする。</p> <p>添付書類六 第6.2-2表(4) 主要な計測制御系の工程計装(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備名</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルトニウム精製設備</td> <td>逆抽出塔溶液温度</td> <td>温度警報 加熱停止</td> </tr> <tr> <td>分配設備</td> <td>ウラン濃縮缶加熱蒸気温度</td> <td>温度警報 加熱停止</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付書類六 第6.2-2表(3) 主要な計測制御系の工程計装(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備名</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物の高レベル廃液処理設備</td> <td>高レベル廃液濃縮缶 容器排气出口温度</td> <td>温度警報 加熱停止</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備名	信号の種類	機能	ブルトニウム精製設備	逆抽出塔溶液温度	温度警報 加熱停止	分配設備	ウラン濃縮缶加熱蒸気温度	温度警報 加熱停止	施設・設備名	信号の種類	機能	液体廃棄物の高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮缶 容器排气出口温度	温度警報 加熱停止
施設・設備名	信号の種類	機能														
ブルトニウム精製設備	逆抽出塔溶液温度	温度警報 加熱停止														
分配設備	ウラン濃縮缶加熱蒸気温度	温度警報 加熱停止														
施設・設備名	信号の種類	機能														
液体廃棄物の高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮缶 容器排气出口温度	温度警報 加熱停止														

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(7/15)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針																								
<p>第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。）以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの様的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を開始せかに、かつ、自動的に開始させることとする。</p>	<p>添付書類六 第6.2-3表(2) 計測制御系の主要な設定値一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備名</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脱硝施設 硫酸設備</td> <td>焙燒炉加熱ヒータ 温度高 還元炉加熱ヒータ 温度高</td> <td>加熱 停止 加熱 停止</td> <td>890℃ 以下 890℃ 以下</td> </tr> <tr> <td>酸及び溶媒の 回収施設 酸回収設備</td> <td>還元ガス中の水素 濃度高 第2酸回収系の 蒸発缶 加熱蒸気 温度高</td> <td>還元ガスの供 給停止 警報 加熱 停止</td> <td>6.0v01% 以下 134℃ 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付書類六 第6.2-1表 計測制御系の核計装（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備名</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離施設 分配設備</td> <td>プロトニウム洗浄器の 中性子の計数率</td> <td>計数警報 工程停止</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付書類六 第6.2-2表(9) 主要な計測制御系の工程計装（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備名</th> <th>信号の種類</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物の 棄施設 高レベル廃液 ガラス固化設備</td> <td>固化セル移送台車 上の流下 ガラスの重量</td> <td>重量指示 重量警報 ガラス流下停止</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備名	信号の種類	機能	設定値	脱硝施設 硫酸設備	焙燒炉加熱ヒータ 温度高 還元炉加熱ヒータ 温度高	加熱 停止 加熱 停止	890℃ 以下 890℃ 以下	酸及び溶媒の 回収施設 酸回収設備	還元ガス中の水素 濃度高 第2酸回収系の 蒸発缶 加熱蒸気 温度高	還元ガスの供 給停止 警報 加熱 停止	6.0v01% 以下 134℃ 以下	施設・設備名	信号の種類	機能	分離施設 分配設備	プロトニウム洗浄器の 中性子の計数率	計数警報 工程停止	施設・設備名	信号の種類	機能	固体廃棄物の 棄施設 高レベル廃液 ガラス固化設備	固化セル移送台車 上の流下 ガラスの重量	重量指示 重量警報 ガラス流下停止	<p>事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針との比較により「異常状態の検知」が「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に新たに明確化された安全保護回路について、「工程計装設備」と記載している。また、添付書類六「第6.2-1表、第6.2-2表、第6.2-3表」及び既認可設備認申請書において、工程計装設備の詳しい記載をしており、計測制御設備との部分的共用によつて安全上重要な施設では、既許可申請書等においては、既許可施設であり、計測制御設備との機能を複数あることから、事業指定基準規則における安全保護回路と同等の設計方針としている。</p> <p>したがつて、新たに選定した安全保護回路についても、既許可申請書からの設計に変更はない。</p>
施設・設備名	信号の種類	機能	設定値																							
脱硝施設 硫酸設備	焙燒炉加熱ヒータ 温度高 還元炉加熱ヒータ 温度高	加熱 停止 加熱 停止	890℃ 以下 890℃ 以下																							
酸及び溶媒の 回収施設 酸回収設備	還元ガス中の水素 濃度高 第2酸回収系の 蒸発缶 加熱蒸気 温度高	還元ガスの供 給停止 警報 加熱 停止	6.0v01% 以下 134℃ 以下																							
施設・設備名	信号の種類	機能																								
分離施設 分配設備	プロトニウム洗浄器の 中性子の計数率	計数警報 工程停止																								
施設・設備名	信号の種類	機能																								
固体廃棄物の 棄施設 高レベル廃液 ガラス固化設備	固化セル移送台車 上の流下 ガラスの重量	重量指示 重量警報 ガラス流下停止																								

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(8/15)

事業指定基準規則	新規制要求を踏まえた適合方針 許認可実績等	比較結果
第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設ければならない。	<p>本文 口・再処理施設の一般構造 (1) 安全保護回路</p> <p>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常を検知し、これららの核的、熱的及び化学的制限値を超える動作を抑制し、自動的に停止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始するための設備を設けること。</p> <p>本文 へ、計装制御系統施設の設備</p> <p>(1) 主要な安全保護回路の種類</p> <p>運転時において、これらの異常を検知し、これららの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備及び火災、爆発その他の一部を安全保護回路と共用する場合は、計測制御設備の単一故障によって、安全保護回路の安全保護機能が失われない設計とする。</p> <p>(2) 主要な安全保護回路の種類</p> <p>再処理施設の安全を著しく損なうおそれのある異常状態を生じた場合に、その異常状態を検知し、自動的に緊急動作を起させる安全保護回路（安全保護系）を設ける。</p> <p>(再処理事業指定申請書)</p> <p>本文ト、計装制御系統施設の設備</p> <p>(1) 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生し、その过大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させる必要が生じた場合、その異常状態を検知し、当該設備の作動を自動的に起させる設計とする。</p>	<p>「火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがある」に防止するための設備を設けることを規定する。既許可申請書添付書本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針」に規定された「过大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させる」ことを記載している。</p>
二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき、これららを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始せざるものとすることなる。	<p>本文ト、計装制御系統施設の設備</p> <p>(1) 安全保護回路の種類</p> <p>運転時において、これらの異常を検知し、これららの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備及び火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始するよう設計された安全保護回路を以下に示す。</p> <p>添付書類六 6.3.2 設計方針</p> <p>(1) 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生し、その过大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させる必要が生じた場合、その異常状態を検知し、当該設備の作動を自動的に起させる設計とする。</p> <p>添付書類六 6.3.4 主要設備</p> <p>試験回路は、適切な方法により、試験できるよう試験回路を設ける。</p> <p>安全保護系のケーブルは、可能な限り難燃性ケーブルを使用し、ケーブルトレイ及び電線管は、金属材料を主体に使用する。また、その他の構成品も可能限り、不燃性材料を使用する。</p> <p>安全保護系は、電源の喪失、安全保護動作に関連する继電器のコイルの断線、短絡等において、安全上許容される状態になる設計とする。</p>	<p>本文記載事項を修正したとしても、記載の適正化に留まる。</p> <p>本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書類六「6.3.2 設計方針」に規定された「过大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させる」ことを記載している。</p> <p>添付書類六 6.3.2 設計方針</p> <p>(1) 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生し、その过大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させる必要が生じた場合、その異常状態を検知し、当該設備の作動を自動的に起させる設計とする。</p> <p>添付書類六 6.3.4 主要設備</p> <p>試験回路は、適切な方法により、試験できるよう試験回路を設ける。</p> <p>安全保護系のケーブルは、可能な限り難燃性ケーブルを使用し、ケーブルトレイ及び電線管は、金属材料を主体に使用する。また、その他の構成品も可能限り、不燃性材料を使用する。</p> <p>安全保護系は、電源の喪失、安全保護動作に関連する继電器のコイルの断線、短絡等において、安全上許容される状態になる設計とする。</p>

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(9/15)

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(10 / 15)

事業指定基準規則	新規制要求を踏まえた適合方針 許認可実績等	比較結果
第十九条 再処理施設には、次に掲げるるとおり安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならぬ。	二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき、これらの設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。	「火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき、これらを抑制し、又は防止するための設備を作動させ、既訴可申請書本文ト項に再処理施設のある異常状態を起こさないおそれがある急動作を知し、自動的に緊急動作を設けることを記載している。
（6）酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路 第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路は、酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶におけるTBP等の體体の急激な分解反応を防ぐために再処理施設により蒸発缶への加熱蒸気の温度を検知し、蒸発缶への加熱蒸気配管の遮断弁を開放する回路及び別の温度検出器により蒸発缶への加熱蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路で多様化して構成する。	（6）酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路 還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路は、ウラン・アルトニウム混合脱硝設備の還元炉での還元ガス中の水素濃度が上昇し水素の発生を防止するためのものであり、還元炉により還元用塩素・水素混合ガス中の水素濃度検出器により水素濃度を検知し、還元炉により還元ガスの供給を停止する弁を開じる信号を発する回路を二重化して構成する。	「火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき、これらを抑制し、又は防止するための既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載したとおり、既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載している。
（7）脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路 還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路は、ウラン・アルトニウム混合脱硝設備の還元炉での還元ガス中の水素濃度が上昇し水素の発生を防止するためのものであり、還元炉により還元用塩素・水素混合ガス中の水素濃度検出器により水素濃度を検知し、還元炉により還元ガスの供給を停止する弁を開じる信号を発する回路を二重化して構成する。	（7）脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路 還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路は、ウラン・アルトニウム混合脱硝設備の還元炉での還元ガス中の水素濃度が上昇し水素の発生を防止するためのものであり、還元炉により還元用塩素・水素混合ガス中の水素濃度検出器により水素濃度を検知し、還元炉により還元ガスの供給を停止する弁を開じる信号を発する回路を二重化して構成する。	「火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき、これらを抑制し、又は防止するための既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載したとおり、既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載している。
（8）分離施設のアルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路 アルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路は、分離施設のアルトニウム洗浄器により計数率高を検知し、アルトニウム洗浄器への有機溶媒の移送を停止する弁を開じる信号を発する回路を二重化して構成する。	（8）分離施設のアルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路 アルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路は、分離施設のアルトニウム洗浄器により計数率高を検知し、アルトニウム洗浄器への有機溶媒の移送を停止する弁を開じる信号を発する回路を二重化して構成する。	「火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき、これらを抑制し、又は防止するための既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載したとおり、既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載している。
（9）液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路 高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路は、液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器により供給する放射性物質の放出を抑制するためのものであり、アルトニウム洗浄器により計数率高を検知し、高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気出口温度高を検知する回路及び別の温度検出器により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路の多様化して構成する。	（9）液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路 高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路は、液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器により供給する放射性物質の放出を抑制するためのものであり、アルトニウム洗浄器により供給する放射性物質の放出を抑制するためのものであり、アルトニウム洗浄器により計数率高を検知し、高レベル廃液濃縮缶凝縮器の排気出口温度高を検知する回路及び別の温度検出器により高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気配管の遮断弁を閉じる信号を発する回路の多様化して構成する。	「火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき、これらを抑制し、又は防止するための既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載したとおり、既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載している。
（10）脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路 焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路は、ウラン・アルトニウム混合脱硝設備の焙焼炉のヒータ部温度が異常に上昇したこと失するのを防止するためのものであり、温度検出器により焙焼炉のヒータ部温度を検知し、ヒータへの通電を停止する回路を二重化して構成する。	（10）脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路 焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路は、ウラン・アルトニウム混合脱硝設備の焙焼炉のヒータ部温度が異常に上昇したこと失するのを防止するためのものであり、温度検出器により焙焼炉のヒータ部温度を検知し、ヒータへの通電を停止する回路を二重化して構成する。	「火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるとき、これらを抑制し、又は防止するための既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載したとおり、既訴可申請書添付書類六「6.3.2設計方針（1）」に記載している。

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(11/15)

事業指定基準規則	新規制要求を踏まえた適合方針 許認可実績等	比較結果
<p>第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>二 火災、爆発その他の再処理施設が生じたとき、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の動作を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。</p>	<p>(1) 脱硝施設の還元炉ヒータ部温度による加熱停止回路 還元炉ヒータ部温度による加熱停止回路は、ウラシン・ブルトニウム混合脱硝設備の還元炉のヒータ部温度が異常に上昇したことに応じて、既許可申請の安全運転項目に再処理施設の安全運転項目における異常状態を検知し、自動的に緊急動作を起することを規定する安全保護回路を設けることを記載して、既許可申請書添付書方針として、既許可申請書添付書方針とて、本文記載事項に対する設計概要「6.3.2 設計方針（1）」に異常状態の拡大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させることを記載している。</p> <p>(2) 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダムバの閉止回路（分離建屋） 外部電源喪失による建屋給気閉止ダムバ閉止回路（分離建屋）は、外部電源喪失時に分離建屋内が正圧になることを防止するためのものであり、外部電源の喪失を検知し精製建屋の建屋給気閉止ダムバを閉止する信号を差す回路を二重化して構成する。</p> <p>(3) 気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダムバの閉止回路（精製建屋） 外部電源喪失による建屋給気閉止ダムバ閉止回路（精製建屋）は、外部電源喪失時に精製建屋内が正圧になることを防止するためのものであり、外部電源の喪失を検知し精製建屋の建屋給気閉止ダムバを閉止する信号を差す回路を二重化して構成する。</p> <p>(4) 固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路 固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路は、高レベル液槽ガラス固化設備から漏れるガラス溶融炉からの溶融ガラスがガラス固化体容器から漏れ出すことによる放射性物質の放出の有意な増加を防止するためのものであり、固化セル移送台車車両上の重量ノズルの加熱を停止する信号及び流下停止信号とともに質量高を検知し、ガラス流下停止ノズルへ空気を供給する弁を開ける信号を差す回路を二重化して構成する。</p> <p>(5) 气体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力による固化セル隔離ダムバの閉止回路 固化セル圧力高による固化セル隔離ダムバの閉止回路は、高レベル液槽ガラス固化建屋の固化セルの負圧が低下した場合に固化セルから建屋への逆流を防止するためのものであり、圧力検出器により固化セルの圧力高を検知し、固化セルへの給気系に開止する回路を二重化して構成する。</p>	<p>「火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがある」とき、これらを抑制し、又は防止するための設備を作動させることは、既許可申請の安全運転項目における異常状態を検知し、自動的に緊急動作を起することを規定する安全保護回路を設けることを記載して、本文記載事項に対する設計概要「6.3.2 設計方針（1）」に異常状態の拡大防止又は抑制のための設備を速やかに作動させることを記載している。</p> <p>したがって、当該規則に沿って本文記載事項を修正したとしても、文記載事項の適正化に留まる。</p>

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(12/15)

事業指定基準規則	新規制要求を踏まえた適合方針
<p>第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれのが生じたとき、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。</p>	<p>【既許可申請書における計測制御系統施設の記載】</p> <p>（再処理事業指定申請書）</p> <p>本文ト、計測制御系統施設の設備</p> <p>(3) 主要な工程計装設備の種類 再処理施設の各施設の温度・圧力・流量・液位・密度・濃度等を測定し、運転監視・制御を行うとともに、安全を確保するための警報等を発する工程計装設備を設ける。</p> <p>添付書類六 6.2.1 概要 工程計装設備は、各施設の温度、圧力、流量、液位、密度等を測定し、通常監視及び制御を行う設備である。そのうち、各施設の核、及び各施設の安全制限値を維持するために必要な計測制御系統及び各施設の安全機能を維持するためには必要な計測制御系統は、異常状態を検知し、警報、工程停止信号等を発する安全上重要な施設である。</p> <p>添付書類六 6.2.2 設計方針 (1) 計測制御設備は、平常時及び運転時の異常な過渡変化時ににおいて施設の運転状態を予想変動範囲内で監視できる設計とする。 (2) 計測制御設備は、平常時の運転条件の変化及び外乱に対する適切な運転範囲に維持できることとする。 (4) 計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するためには、安全が確保できるよう多重性を有する設計を仮定しても安全上有するとともに、電気的・物理的な独立性を有する。 (5) 計測制御設備のうち安全上重要な施設の安全機能を維持するためには、計測制御設備との部分的共用によつてその安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>添付書類六 6.2.4 主要設備 b. プルトニウム精製設備の計測制御系 (b) 工程計装 ii. 逆抽出塔内の溶液温度を測定し、温度高め中央制御室に警報を発し、溶液温度上昇が更に大きいい場合、供給する有機溶媒、HAN及びヒドロジンを含む硫酸溶液並びに逆抽出液の加熱用の温水のしや断信号を発する。この加熱用の温水のしや断のための検出器及びインシターロック回路は、二重化する。</p> <p>b. 分配設備の計測制御系 (b) 工程計装 vi. ウラン濃縮缶の加熱蒸気の温度を測定し、温度高め中央制御室に警報を発し、加熱蒸気温度上昇が更に大きい場合は、ウラン濃縮缶への加熱蒸気のしや断及びウラン濃縮缶加熱蒸気送生器への一次蒸気のしや断信号を発する。この蒸気しや断のための検出器及びインシターロック回路は、多様化する。</p>

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(13 / 15)

事業指定基準規則	新規制要求を踏まえた適合方針
<p>第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならぬ。</p> <p>二 火災、爆発その他の再処理施設の全性を著しく損なうおそれがあるとき、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。</p>	<p>添付書類六 6.2.4 主要設備 a・酸回収設備の計測制御系 iii・第2酸回収系の蒸発缶の加熱蒸気の温度を測定し、温度高で中央制御室に警報を発する。加熱蒸気のしやは昇が更に大きい場合は、蒸発缶への加熱蒸気のしやは及び蒸発缶加熱蒸気発生器への一次蒸気のしやは断信号を発する。この蒸気を防ぐための検出器及びインシターロック回路は、多様化する。</p> <p>b・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の計測制御系 (a) 工程計装 v・還元炉に供給する還元用窒素・水素混合ガス（以下「還元ガス」という。）中の水素濃度を測定し、水素濃度が異常に上昇した場合には、濃度高で警報を発するとともに還元ガスの供給停止の信号を発する。この水素濃度による供給停止のための検出器及びインシターロック回路は、二重化する。</p> <p>b・分配設備の計測制御系 (a) 標計裝 (b) 核計裝 i・プルトニウム洗浄器の中性子の計数率を測定し、計数率高で中央制御室に警報を発し、中性子の停止のための検出器及びインシターロック回路は、二重化する。</p> <p>b・高レベル廃液処理設備の計測制御系 (a) 工程計装 iv・高レベル廃液濃縮缶の凝縮器の排気側出口温度を測定し、温度高で中央制御室に警報を発し、出口温度上昇が更に大きい場合、高レベル廃液濃縮缶への加熱蒸気のしやは及び高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気のしやは断信号を発する。この蒸気を防ぐための検出器及びインシターロック回路は、多様化する。</p> <p>iv・還元炉の加熱ヒータ部の温度を測定し、温度が異常に上昇した場合には、加熱停止の信号を発する。この加熱ヒータ部の温度による加熱停止のための検出器及びインシターロック回路は、二重化する。</p> <p>したがつて、新たに選定した安全保護回路についても、既許可申請書からの設計に変更はない。</p>

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(14 / 15)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針
<p>第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならぬ。</p> <p>二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとすること。</p> <p>c. 高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系</p> <p>(a) 工程計装</p> <p>ii. ガラス溶融炉の溶融炉ガラス固化体容器に注入する際には、所定質量値で注入停止信号を発し、質量が更に増加した場合には、中央制御室に警報を発する。この注入停止のための検出器及びインタークロック回路は、二重化する。</p>	<p>（既認可設工認申請書抜粋）</p> <p>第6回申請 図一へー4ー4ー2 注記3)：建屋給気閉止ダッシュパは、外部電源喪失時に閉鎖する。</p> <p>第6回申請 図一へー4ー5ー2 注記3)：建屋給気閉止ダッシュパは、外部電源喪失時に閉鎖する。</p> <p>第8回申請 ホー33ー3 k) 固化セルの圧力を計測し、圧力高で固化セル隔壁ダンパーを開止する信号を発する。</p>	<p>事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針との比較により「異常状態の検知」が「運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生したことにより新たに選定した安全保護回路について、「工程計装設備文ト項において、「工程計装設備」と記載している。また、添付書類六「6.2.4 主要設備」及び既認可設工認申請書において、工程計装設備の詳細設計を記載している。</p> <p>新たに選定した安全保護回路については、既許可申請書等において、既許可申請設備であり、計測制御設備などの部分的共用によつて安全上重要な施設であることをから、事業指定基準規則を損なうことから、安全保護回路と同等の設計方針としている。</p> <p>したがつて、新たに選定した安全保護回路についても、既許可申請書からの設計に変更はない。</p>

事業指定基準規則第19条と許認可実績等との比較表(15 / 15)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針
<p>第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならぬ。</p> <p>三 計測制御系施設の一部を安全保護回路と共に用する場合についても当該安全保護回路の安全保護機能が失われないものとする。</p>	<p>本文 口・再処理施設の一般構造 (1) 安全保護回路</p> <p>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常を検知し、これらを抑制するため、熱的及び化学的制限値を超えることを共用するための設備及び火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるための設備の作動を速やかに、又は防止するための設備とする。</p> <p>また、安全保護回路に対する設計書添付書類六「6.3.2 設計方針(2)」、「6.3.2 設計方針(3)」に動的機器の単一故障及び計測制御設備との部分的な共用によってその安全機能を損なうことなどを記載している。</p> <p>本文 へ、計装制御系統施設の設備 (1) 主要な安全保護回路の種類</p> <p>運転時において、これらの異常を検知し、これらを抑制するため、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備及び火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれがあるための設備の安全保護動作を速やかに、又は防止するための設備の安全保護動作を開始するよう設計された安全保護回路を設ける。</p> <p>(再処理事業指定申請書) 本文 ト、計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類</p> <p>再処理施設の安全を著しく損なうおそれのある異常状態を生じた場合には、その異常状態を検知し、自動的に緊急動作を起させる安全保護回路（安全保護系）を設ける。</p>	<p>「計測制御系施設の一部を安全保護回路と共に用する場合についても当該安全保護回路の安全機能を有する。その多様化又は多重化した回路は、相互干渉が起こらないように、電源、ケーブルトレイ等を2系統に分離し、電気的・物理的な独立性を持たせる。</p> <p>安全保護系は、計測制御設備との部分的な共用によってその安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>（添付書類六 6.3.2 設計方針(2)）</p> <p>（添付書類六 6.3.2 設計方針(3)）</p> <p>（添付書類六 6.3.2 設計方針(3)）</p> <p>（添付書類六 6.3.4 主要設備）</p> <p>（添付書類六 6.3.4 主要設備）</p>

令和元年 11 月 1 日 R2

補足説明資料 2-1

安全保護回路の再選定について

1. 安全保護回路選定の考え方

(1) 既許可申請書における安全保護系の考え方

以下 a. ~ c. の全てを満たすものを安全保護系として選定する。

a. 一般公衆に過度の放射線被ばくを及ぼす可能性の大きい異常状態を対象としているもの。※1

b. 異常の進展速度との関連から迅速性を要するため、自動的に安全保護動作をさせるもの。※2

c. 当該設備の作動の結果が、施設を安全な停止状態とするもの。※3

(2) 変更許可申請書における安全保護回路選定の考え方

以下 a. ~ c. の全てを満たすものを安全保護回路として選定する。

a. 一般公衆に過度の放射線被ばくを及ぼす可能性の大きい異常状態を対象としているもの。※1

b. 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に、これらの異常を検知し、事象の拡大を防止又は影響を緩和させるために自動的に安全保護動作をさせるもの。

c. 当該設備の作動の結果が、施設を安全な停止状態とするもの。※3

※1：安全上重要な施設として選定されているもの。

※2：自動回路の部分が動作不良の場合でも時間余裕があり、運転員の手動操作に期待しえると判断できる場合、安全保護系としない。

※3：通常のポンプが停止した時、予備のポンプを起動するような通常運転状態にもどうするかの作動の場合は、それに係るインターロックは安全保護系とはしない。

2. 安全保護回路の選定結果について

補足説明資料 1-1 に示すとおり、これまでの「再処理施設安全審査指針」から追加された新規要求事項はないが、「異常状態の検知」の事象として「運転時の異常な過渡変化および設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知」に明確化されたことから、既許可の基本設計方針の範囲内で安全保護回路の再選定を行った。再選定の結果を表－1 に示す。

3. 選定した安全保護回路の管理について

再選定の結果、新たに安全保護回路とした設備は、従来から安全上重要な施設の計測制御系として設計しており、安全上重要な施設の計測制御系は、安全上重要な施設以外の計測制御系の単一故障が生じた場合においても安全機能を損なわない設計としていることから、既許可における安全保護回路の設計と同様である。また、安全保護回路として選定した以降も安全上重要な施設から変更はないため、その維持管理方法に変更はない。

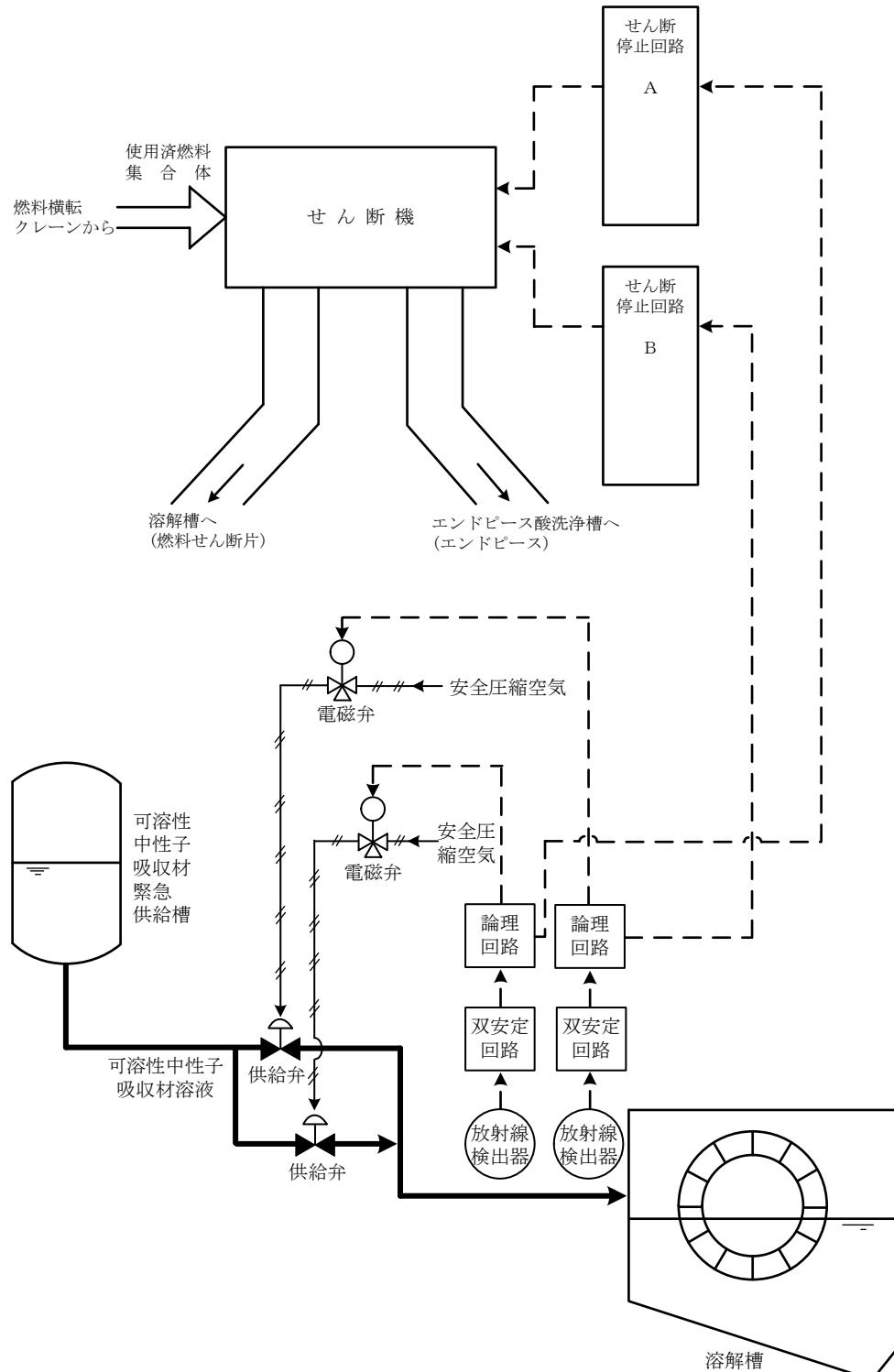
表－1 安全保護回路の再選定結果

参考資料－1 運転時の異常な過渡変化における安全保護回路の選定

参考資料－2 設計基準事故における安全保護回路の選定

表-1 安全保護回路の再選定結果

No.	既許可申請書における安全保護系（3回路）	変更許可申請書における安全保護回路（15回路）	備 考
1	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱停止回路	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	回路名称の適正化
2	溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸收材緊急供給回路	溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸收材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路	回路名称及び停止範囲の適正化 <u>(停止範囲を別紙1に示す。)</u>
3	—	精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路	新規選定
4	—	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	新規選定
5	精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱停止回路	精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	回路名称の適正化
6	—	酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	新規選定
7	—	脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路	新規選定
8	—	分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路	新規選定
9	—	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	新規選定
10	—	脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	新規選定
11	—	脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	新規選定
12	—	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（分離建屋）	新規選定
13	—	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路（精製建屋）	新規選定
14	—	固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路	新規選定
15	—	気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路	新規選定



別紙一 1 溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路の停止範囲

参考資料－1 運転時の異常な過渡変化における安全保護回路の選定

事象分類（1）：火災への拡大

No.	事象分類（1）：火災への拡大 有機溶媒の温度異常上昇に係る事象	拡大防止対策 逆抽出塔内の溶液温度により警報を発するとともに、温水の供給を自動的に停止する系統を2系統設ける。	安全上重要な施設のインターロックを期待する事象 ○	安全保護回路として選定 精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路
1	ブルトニウム精製設備の逆抽出塔での逆抽出用液の流量低下	逆抽出塔内の溶液温度高により警報を発するとともに、温水の供給を自動的に停止する系統を2系統設ける。	—	—
2	ブルトニウム精製設備の逆抽出器での温水の温度上昇	温水温度高により温水製造用の蒸気の供給を自動的に停止する。	—	—
3	ブルトニウム精製設備のウラン逆抽出器での温水の温度低下	ウラン逆抽出器内の溶液温度高により警報を発するとともに温水の供給を自動的に停止する。 逆抽出用硝酸流量低により警報を発し、運転員が温水しゃ断弁又は蒸気しゃ断弁を開じる。	—	—
4	溶媒回収設備の溶媒再生系分離・分配系の第1洗浄器での有機溶媒の流量低下	ウラン逆抽出器内の溶液温度高により警報を発するとともに温水の供給を自動的に停止する。 溶媒再生系に受け入れる有機溶媒の流量の異常は、上流工程において検知して警報を発し、運転員が温水しゃ断弁又は蒸気しゃ断弁を開じる。 洗净器内の溶液温度高により警報を発するとともに温水の供給を自動的に停止する。	—	—
5	溶媒回収設備の溶媒再生系分離・分配系の第1洗浄器、第3洗浄器での温水の温度上昇	温水温度高により温水製造用の蒸気の供給を自動的に停止する。 洗净器内の溶液温度高により警報を発するとともに温水の供給を自動的に停止する。	—	—
6	溶媒回収設備の溶媒再生系ウラン精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での有機溶媒の流量低下	洗净器内の溶液温度高により警報を発するとともに温水の供給を自動的に停止する。 溶媒再生系に受け入れる有機溶媒の流量の異常は、上流工程において検知して警報を発し、運転員が温水しゃ断弁又は蒸気しゃ断弁を開じる。	—	—
7	溶媒回収設備の溶媒再生系ウラン精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での温水の温度上昇	洗净器内の溶液温度高により警報を発するとともに温水の供給を自動的に停止する。 温水温度高により温水製造用の蒸気の供給を自動的に停止する。	—	—
8	溶媒回収設備の溶媒再生系ブルトニウム精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での有機溶媒の流量低下	洗净器内の溶液温度高により警報を発するとともに温水の供給を自動的に停止する。 溶媒再生系に受け入れる有機溶媒の流量の異常は、上流工程において検知して警報を発し、運転員が温水しゃ断弁又は蒸気しゃ断弁を開じる。	—	—
9	溶媒回収設備の溶媒再生系ブルトニウム精製系の第1洗浄器、第3洗浄器での温水の温度上昇	洗净器内の溶液温度高により警報を発するとともに温水の供給を自動的に停止する。 温水温度高により温水製造用の蒸気の供給を自動的に停止する。	—	—

事象分類（2）：爆発への拡大（TBP等の錯体の急激な分解反応）

参考資料－1 運転時の異常な過渡変化における安全保護回路の選定

No.	事象分類	拡大防止対策	安全上重要な施設のインターロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	分配設備のウラン濃縮缶での一次蒸気の流量増大	加熱蒸気の温度高で、インターロックにより蒸気発生器への一次蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。	○	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路
2	ウラン精製設備のウラン濃縮缶での一次蒸気の流量増大	上記とは別に、加熱蒸気の温度高で、インターロックにより濃縮缶への加熱蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。 加熱蒸気の温度高で、インターロックにより蒸気発生器への一次蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。	○	—
3	プルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶での一次蒸気の流量増大	上記とは別に、加熱蒸気の温度高で、インターロックにより濃縮缶への加熱蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。 加熱蒸気の温度高で、インターロックにより蒸気発生器への一次蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。	—	—
4	酸回収設備の第2酸回収系の蒸発缶での一次蒸気の流量増大	上記とは別に、加熱蒸気の温度高で、インターロックにより濃縮缶への加熱蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。 加熱蒸気の温度高で、インターロックにより蒸気発生器への一次蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。	○	酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路
5	高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮設備の高レベル廃液濃縮缶での一次蒸気の流量増大	上記とは別に、加熱蒸気の温度高で、インターロックにより濃縮缶への加熱蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。 加熱蒸気の温度高で、インターロックにより蒸気発生器への一次蒸気の供給を、しゃ断弁で自動停止する。	○	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路

事象分類（3）：爆発への拡大（水素爆発）

参考資料－1 運転時の異常な過渡変化における安全保護回路の選定

No.	還元ガス中の水素濃度異常上昇に係る事象	拡大防止対策	安全上重要な施設のインシタ ー ロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	ウラン・プレトニウム混合脱硝設備の焙焼・還元系の還元炉での還元ガス受槽に供給される還元ガス中の水素濃度高により警報を発するとともに、還元ガスの供給を自動的に停止する系統を2系統設ける。	還元ガス受槽による還元炉への還元ガスの供給を自動的に停止する系統を2系統設ける。	○	脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路

事象分類（4）：機器の過加熱

No.	過加熱による閉じ込め機能の喪失に係る事象	拡大防止対策	安全上重要な施設のインシタ ー ロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	ウラン・プレトニウム混合脱硝設備の焙焼・還元系の焙焼炉での加熱能力増加	焙焼炉ヒータ部温度高により警報を発するとともに、ヒータへの通電を自動的に停止する系統を2系統設ける。	○	脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路
2	ウラン・プレトニウム混合脱硝設備の焙焼・還元系の還元炉での加熱能力増加	還元炉ヒータ部温度高により警報を発するとともに、ヒータへの通電を自動的に停止する系統を2系統設ける。	○	脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路

事象分類（5）：臨界への拡大（1／2）

参考資料－1 運転時の異常な過渡変化における安全保護回路の選定

No.	事象分類（5）：臨界への拡大（1／2） 事象分類（5）：抽出塔での有機溶媒の流量低下	発生防止対策又は拡大防止対策	安全上重要な施設のインシタ ーロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	分離設備の抽出塔での有機溶媒の流量低下	上流の計量設備の計量・調整槽で試料採取し分析により、溶解液の核燃料物質濃度を確認する。	—	—
2	分離設備の抽出塔での溶解液の流量増加	分離設備の抽出塔に供給する溶低、又は第1洗浄塔洗浄廃液の密度高により、工程を自動停止する系統を2系統設ける。	—	—
3	分離設備の第1洗浄塔での洗浄用液の酸濃度低下	上流の計量設備の計量・調整槽で試料採取し分析により、溶解液の核燃料物質濃度を確認する。	—	—
4	分離設備の第2洗浄塔での洗浄用液の酸濃度低下	分離設備の抽出塔に供給する溶低、又は第1洗浄塔洗浄廃液の密度高により、工程を自動停止する系統を2系統設ける。	—	—
5	分配設備のプロトニウム分配塔、プロトニウム洗浄器での還元剤の流量低下	上流の計量設備の計量・調整槽で試料採取し分析により、溶解液の核燃料物質濃度を確認する。	—	—
6	分配設備のプロトニウム分配塔、プロトニウム洗浄器での還元剤濃度の低下	分離設備の抽出塔に供給する溶低、又は第1洗浄塔洗浄廃液の密度高により、工程を自動停止する系統を2系統設ける。	○	分離施設のプロトニウム洗浄器中性子計数率による工程停止回路
7	分配設備のプロトニウム分配塔でのヒドラジンの流量低下	分配設備のプロトニウム洗浄器第5段の中性子線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	—	—
		分配設備のプロトニウム洗浄器第5段の中性子線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	○	分離施設のプロトニウム洗浄器中性子計数率による工程停止回路
		分配設備のプロトニウム洗浄器第5段の中性子線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	○	分離施設のプロトニウム洗浄器中性子計数率による工程停止回路
		分配設備のプロトニウム洗浄器第5段の中性子線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	—	—

参考資料－1 運転時の異常な過渡変化における安全保護回路の選定

事象分類（5）：臨界への拡大（2／2）

No	事象分類（5）：臨界への拡大に係る事象	発生防止対策又は拡大防止対策	安全上重要な施設のインシタ ーロックを期待する事象	安全保護回路として選定
8	分配設備のプロトニウム分配塔でのヒドラジン濃度の低下	分配設備のプロトニウム洗浄器第1段の中性子検出器の計数率高により、工程を自動停止する系統を2系統設ける。	○	分離施設のプロトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路
9	分配設備のプロトニウム分配塔、プロトニウム洗浄器での逆抽出用液の酸濃度上昇	分配設備のプロトニウム洗浄器第5段のアルファ線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。 分配設備のプロトニウム洗浄器第1段の中性子検出器の計数率高により、工程を自動停止する系統を2系統設ける。	—	—
10	分配設備のプロトニウム分配塔での逆抽出用液の流量低下	分配設備のプロトニウム洗浄器第5段のアルファ線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。 分配設備のプロトニウム洗浄器第1段の中性子検出器の計数率高により、工程を自動停止する系統を2系統設ける。	○	分離施設のプロトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路
11	分配設備のプロトニウム分配塔でのバルセーションガスの供給低下	分配設備のプロトニウム洗浄器第5段のアルファ線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	—	—
12	プロトニウム精製設備の逆抽出塔での還元剤の流量低下	分配設備のプロトニウム精製設備のプロトニウム洗浄器第1段のアルファ線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	—	—
13	プロトニウム精製設備の逆抽出塔での還元剤濃度の低下	プロトニウム精製設備のプロトニウム洗浄器第4段のアルファ線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	—	—
14	プロトニウム精製設備の逆抽出塔、プロトニウム洗浄器での逆抽出用液の酸濃度上昇	プロトニウム精製設備のプロトニウム洗浄器第4段のアルファ線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	—	—
15	プロトニウム精製設備の逆抽出塔でのバルセーションガスの供給低下	プロトニウム精製設備のプロトニウム洗浄器第4段のアルファ線検出器の計数率高により、警報を発する系統を2系統設け、運転員が工程を停止する。	—	—

参考資料－1 運転時の異常な過渡変化における安全保護回路の選定

事象分類（6）：放射性物質の洗浄機能の低下

No.	下記の濃縮缶等の凝縮器での冷却能力の低下による 廃ガス中蒸気量の増大に係る事象	拡 大 防 止 対 策	安全上重要な施設のインシタ ーロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	分配設備のラン濃縮缶の凝縮器	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	—
2	ラン精製設備のラン濃縮缶の凝縮器	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	—
3	プレトニウム精製設備のフルトニウム濃縮缶の凝縮器	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	—
4	酸回収設備の第1酸回収系の精留塔の凝縮器	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	—
5	酸回収設備の第2酸回収系の精留塔の凝縮器	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶（又は精留塔）への加熱蒸気の供給を停止する。	—
6	高レベル廃液濃縮缶凝縮器	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶への加熱蒸気の供給を停止する。	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶への加熱蒸気の供給を停止する。	—
7	高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮設備の アルカリ廃液濃縮缶凝縮器	冷却水の流量低又は温度高により警報を発し、運転員が濃縮缶への加熱蒸気の供給を停止する。	液体廃棄物の廢棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高により、警報を発するとともに濃縮缶への加熱能力の低下による凝縮器排気側出口温度高により、警報を発するとともに濃縮缶への加熱蒸気及び蒸気発生器への一次蒸気の供給を停止する。	○ 液体廃棄物の廢棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路

参考資料－2 設計基準事故における安全保護回路の選定

事象分類（1）：火災

No.	火災	影響緩和対策	安全上重要な施設のインシデント一ロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	分離設備のセル内での有機溶媒火災	分離建屋給気系には、建屋給気閉止ダンバを設置し、外部電源が喪失した時に閉止する設計とする。	○	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンバの閉止回路（分離建屋）
2	分配設備のセル内での有機溶媒火災	分離建屋給気系には、建屋給気閉止ダンバを設置し、外部電源が喪失した時に閉止する設計とする。	○	
3	分離建屋一時貯留処理設備のセル内での有機溶媒火災	分離建屋給気系には、建屋給気閉止ダンバを設置し、外部電源が喪失した時に閉止する設計とする。	○	
4	プロトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災	精製建屋給気系には、建屋給気閉止ダンバを設置し、外部電源が喪失した時に閉止する設計とする。	○	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンバの閉止回路（精製建屋）
5	精製建屋一時貯留処理設備のセル内での有機溶媒火災	精製建屋給気系には、建屋給気閉止ダンバを設置し、外部電源が喪失した時に閉止する設計とする。	○	

参考資料－2 設計基準事故における安全保護回路の選定

事象分類（2）：爆発

No.	爆発	影響緩和対策	安全上重要な施設のインシターロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	ブルトニウム精製設備のブルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応	TBP等の錯体の急激な分解反応により発生する放射性物質を含む気体は、ブルトニウム濃縮缶に接続する塔體類座ガス処理設備により放射性物質を除去した後、主排気筒から放出する設計とする。 ブルトニウム濃縮缶をセル内に漏えいしたとしても放射性物質がセル内に漏えいしたとしても放射性物質を含む気体は、精製建屋換気設備のセルからの排気系にて放射性物質を除去した後、主排気筒から放出する設計とする。	— —	—

事象分類（3）：臨界

No.	臨界	影響緩和対策	安全上重要な施設のインシターロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	溶解設備の溶解槽における臨界	臨界の影響を緩和するために安全保護回路である可溶性中性子吸収材緊急供給回路を設置し、その回路の「放射線レベル高」信号で警報を発するとともに、可溶性中性子吸収材緊急供給系により自動的に可溶性中性子吸収材を溶解槽に入する。また、同信号はせん断停止系にも送られ、自動的にせん断機を停止する設計とする。可溶性中性子吸収材緊急供給回路及び可溶性中性子緊急供給弁は二重化する。	○	溶解設備の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断機のせん断機のせん断停止回路

参考資料－2 設計基準事故における安全保護回路の選定

事象分類（4）：漏えい（配管からの漏えい）

No.	漏えい（配管からセルへの漏えい）	影響緩和対策	安全上重要な施設のインシタ ーロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	溶解設備の配管からセルへの漏えい、 溶解除装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
2	清澄・計量設備の清澄設備の配管からセルへの漏え い、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
3	清澄・計量設備の計量設備の配管からセルへの漏え い、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
4	分離設備の配管からセルへの漏えい、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
5	分配設備の配管からセルへの漏えい、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
6	分離建屋一時貯留処理設備の配管からセルへの漏え い、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
7	ブルトニウム精製設備の配管からセルへの漏えい、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
8	精製建屋一時貯留処理設備の配管からセルへの漏え い、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
9	ウラン・ブルトニウム混合脱硝設備の溶液系の配管 からセルへの漏えい、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
10	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高 レベル廃液濃縮設備の配管からセルへの漏えい、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
11	固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液処理設備の高 レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—
12	固体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化設 備での高レベル廃液の配管からセルへの漏えい、 セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	セルには漏えい検知装置を設ける。ただし、漏えい液を重力流で回収するセル を除き、漏えい検知装置を多重化する。	—	—

事象分類（5）：漏えい（溶融ガラスの漏えい）

No.	漏えい（溶融ガラスの漏えい、固体廃棄物の墜棄施設の高レベル液体ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい）	影響緩和対策	安全上重要な施設のインシタ ー ロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	パレット上への誤流下の場合にも、流下したガラスの質量が固化ガラス1本分に達すると、ガラス流下停止系で自動的に流下が停止する。	○	固体廃棄物の墜棄施設の固化セル移送台車上の質量によるガラス流下停止回路	

事象分類（6）：使用済燃料集合体等の破損

No.	使用済燃料集合体等の破損	影響緩和対策	安全上重要な施設のインシタ ー ロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下	使用済燃料集合体から水中に放出された後、燃料の受入れエリアの空気中に放出される放射性物質は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系を経て北換気筒から放出する設計とする。	—	—
2	燃料供給設備での使用済燃料集合体落下	使用済燃料集合体から燃料供給セルに放出される放射性物質は、前処理建屋換気設備のセルからの排気系で放射性生物質を除去し、主排気筒から放出する設計とする。	—	—

事象分類（7）：短時間の全交流電源の喪失

No.	短時間の全交流動力電源の喪失	影響緩和対策	安全上重要な施設のインシタ ー ロックを期待する事象	安全保護回路として選定
1	短時間の全交流動力電源の喪失	固化セルの負圧が低下した場合には、圧力計にて検知し、固化セルの給気系に設けた固化セル隔離ダンバを自動的に閉止し、固化セルから建屋への逆流を防止する。固化セル隔離ダンバについては、単一故障を仮定しても機能喪失することのない設計とする。	○	気体廃棄物の墜棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンバの閉止回路

